

むつ市議会第213回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成24年9月18日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）9番 東 健 而 議員

（2）17番 村 中 徹 也 議員

（3）23番 菊 池 光 弘 議員

（4）22番 鎌 田 ちよ子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

| | | | | | | | | | |
|-----|---|---|----|---|-----|----|---|----|---|
| 1番 | 上 | 路 | 德 | 昭 | 2番 | 横 | 垣 | 成 | 年 |
| 3番 | 工 | 藤 | 孝 | 夫 | 4番 | 佐々 | 木 | | 肇 |
| 5番 | 川 | 下 | 八十 | 美 | 6番 | 目 | 時 | 睦 | 男 |
| 7番 | 村 | 川 | 壽 | 司 | 8番 | 佐 | 賀 | 英 | 生 |
| 9番 | 東 | | 健 | 而 | 10番 | 石 | 田 | 勝 | 弘 |
| 11番 | 菊 | 池 | 広 | 志 | 12番 | 斉 | 藤 | 孝 | 昭 |
| 13番 | 濱 | 田 | 栄 | 子 | 14番 | 浅 | 利 | 竹二 | 郎 |
| 15番 | 中 | 村 | 正 | 志 | 16番 | 半 | 田 | 義 | 秋 |
| 17番 | 村 | 中 | 徹 | 也 | 18番 | 大 | 瀧 | 次 | 男 |
| 19番 | 富 | 岡 | | 修 | 20番 | 佐々 | 木 | 隆 | 徳 |
| 21番 | 富 | 岡 | 幸 | 夫 | 22番 | 鎌 | 田 | ちよ | 子 |
| 23番 | 菊 | 池 | 光 | 弘 | 24番 | 岡 | 崎 | 健 | 吾 |
| 25番 | 白 | 井 | 二 | 郎 | 26番 | 山 | 本 | 留 | 義 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | | | | | | | |
|---------------------------|---|---|---|----|-------------------|---|---|----|---|
| 市長 | 宮 | 下 | 順 | 一郎 | 副市長 | 新 | 谷 | 加 | 水 |
| 教育長 | 遠 | 島 | | 進 | 公営企業者 管理 | 遠 | 藤 | 雪 | 夫 |
| 代監査委員 | 小 | 川 | 照 | 久 | 選挙管理 委員会 | 畑 | 中 | 政 | 勝 |
| 農委会 員 業会長 | 立 | 花 | 順 | 一 | 総務政策 部 長 | 伊 | 藤 | 道 | 郎 |
| 財務部長 | 下 | 山 | 益 | 雄 | 民生部長 | 奥 | 川 | 清次 | 郎 |
| 保健福祉 部 長 | 松 | 尾 | 秀 | 一 | 経済部長 | 澤 | 谷 | 松 | 夫 |
| 建設部長 | 鏡 | 谷 | | 晃 | 川内庁舎 所 舎長 | 布 | 施 | 恒 | 夫 |
| 大畑庁舎 所 舎長 | 工 | 藤 | 治 | 彦 | 脇野所 所 舎長 | 猪 | 口 | 和 | 則 |
| 会管総政理 出納室 計者務部 事務局長 | 大 | 橋 | | 誠 | 選挙管理 委員会 | 氣 | 田 | 憲 | 彦 |
| 監査委員 局長 | 星 | | 久 | 南 | 農委 事務局 業 会長 | 山 | 口 | 勝 | 美 |

| | | | |
|-------|------|------|---|
| 教育部長 | 齋藤秀人 | 齊藤鐘司 | 業長道長 |
| 建設部務官 | 清藤巡一 | 花山俊春 | 務部策監携長 |
| 財政推進課 | 石野了 | 竹山清信 | 部策監 |
| 民副市入課 | 杉山重行 | 古川俊子 | 健部策監 |
| 保福副兒課 | 掛端正広 | 丸岡弘人 | 健部事社長 |
| 保福副健課 | 鹿内徹 | 笠井哲哉 | 部策監 |
| 經副農課 | 二本柳茂 | 吉田正 | 部策監 |
| 建副都課 | 望月操 | 福島伸 | 舎事設長 |
| 教委事政推 | 小鳥孝之 | 室館幸一 | 育会局育長 |
| 總政總務課 | 柳谷孝志 | 野藤賀範 | 務部課幹 |
| 總政防課 | 村田尚 | 樋山政之 | 部民課幹 |
| 保福介課 | 井田敦子 | 浜田一之 | 部策長 |
| 經農水總括 | 畑中誠 | 雪田彦 | 部林課幹 |
| | | | 營企業 水策進連 局下部 總政政推市室 民政推 保福政推 保福副障課 經政推 建政推 川副產課 教委事副字課 總政總務 民市入總括 經產課 經農水總括 |

部光長
 部課幹
 育会局長
 育会局課査
 務部課査
 経済観
 土木主
 員務課
 員務主
 員務主
 策務
 經商課
 建土總
 教委事總
 教委事總主
 總政總主

金子 雄則 文平
 澤節 康 雅 恒
 藤 宮 田 橋
 佐 松 池 栗
 金 澤 寿々子 雄 則 文 平

部長
 部市課幹
 育会局校課任事
 育会局校課事
 設課
 建築主
 員務育主
 員務育主
 建土
 建都建總
 教委事学教主指
 教委事学教指

雄真 太美
 山橋 田健 明
 下高 澁 山本
 房 健 明
 山 本 明 美

事務局職員出席者

事務局長
 總括主幹
 主任主査

須藤 徹 哉
 濱田 賢 一
 石田 隆 司

次長
 主任主査
 主任主査

柳田 諭
 小林 睦子
 村口 一也

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、東健而議員、村中徹也議員、菊池光弘議員、鎌田ちよ子議員の一般質問を行います。

◎東 健而議員

○議長（山本留義） まず、東健而議員の登壇を求めます。9番東健而議員。

（9番 東 健而議員登壇）

○9番（東 健而） おはようございます。今日は、9月18日、一般質問の2日目のトップバッターになりました市誠クラブ、川内町の東健而です。

今月でアメリカで起きた旅客機による中枢同時テロから11年がたち、そして昨年3.11の東日本大震災から1年半が経過いたしました。国際情勢も領土をめぐる対立が先鋭化し、不穏になってい

ます。

世相も目まぐるしく移り変わり、ことし2月の大雪を経験したと思ったら、消費税の増税が3党合意であったという間に可決成立し、今度は解散かと思ったら総裁選挙が始まり、選挙制度の見直しや特例法案が先送りされ、地方交付税を交付しないとまで言い出した政治の混乱は目に余るものがあります。我々もまた市民の多くの皆様のご支援のおかげで、むつ市議会に送っていただいて以来はや1年が過ぎ去ろうとしています。そして、私の一般質問も今回で4回目となりました。この夏の暑さの継続を横目ににらみながら、時のたつ早さをしみじみと実感するきょうこのごろですが、クリの実が大きく育ち、ススキが垂れ、稲もこうべを垂れてきました。間違いなく秋はそこまで来ています。爽やかな秋風の到来を待ち望みつつ、質問に入りたいと思います。

それでは、むつ市議会第213回定例会に当たり、通告どおり4項目の一般質問を行います。市長並びに理事者側の前向きなご答弁を期待したいと思います。

まず、項目1であります農政問題について。1点目、農村の現状と就農後継者の確保について。我が国は、昭和40年代からの高度経済成長によって、農村も隅々まで恩恵を受け、道路、水道、電気、電話などの社会資本が整備され、電化製品の普及により都市と同等の豊かさと文化生活を享受するまでになりました。しかし、農家の人たちは今までの収穫を待たなければ収入が確保されない生活から、働けばすぐ資金になる雇用へとシフトし、多くは公務員、会社員と、そして建設作業員など出稼ぎで生計を立て、専業農家の数はどんどん減少していきました。子供たちも農業に見切りをつけ、都会へと旅立ち、農村離れが加速し、それが次第に過疎と過密の両極の現象を拡大していったことはご承知のとおりであります。あれから

47年が過ぎ、農村は今まさに少子高齢化が進み、子供の姿が見えなくなり、活力は失われ、すっかり老村化しています。

農家は、たび重なる減反政策により農地が粗放化し変わり果て、農業で生活しようとする専業農家の多くはリタイアし、担い手のない農業を諦め、農村が消えることに不安を抱きながら、自分の老後の生活のために土地を買ってくれる人を探し求めています。土地を耕作するノウハウの蓄積が今既に消滅しようとしているのであります。

この長年にわたり一步一步築いてきた農業技術の集積を受け継ぎ、確保し、継続させるための対策は待たないであります。就農担い手不足が叫ばれながら農地法で束縛し、田畑の再生を制限し、今まで離農や衰退の状況を見過ごしてきた政府の責任は甚大であります。荒れた農地を抱える末端の農民の立場から、現農政に対しての認識を伺います。

2点目、農地法の規制緩和についてお尋ねいたします。日本の農業は、代々親から子へと受け継がれ、貧しくても生活が保障されていました。それが消滅した今、これが再生するためには農業をビジネスとして捉え、農家でなくても起業に土地を自由に選択し、農地の売買を可能にして土地の流動化を促し、やる気のある人に土地を開放する段階に来ていると思います。

これまで農業は、戦後の農地改革によって農地法が昭和27年に制定されました。これによりいろいろと保護を受けてまいりました。しかし、60年がたち、それが今法律による規制を抜本的に見直し、規制緩和での農地の流動化を進め、農地利用の選択的拡大と高度化起業利用を促すための対策が要請されています。

最近の新聞報道でも、今までタブー視されていた国立公園の中にまで環境省は風力、メガソーラー、地熱発電などの再生エネルギー設備の設置を

認めることが伝えられています。社会的改革にも経済的改革にも規制緩和が求められている今日、縦割りでがんじがらめになっている農地法の優良農地の確保と相まって、多目的な規制緩和の声も次第に大きくなってきています。農地法の規制緩和と土地の流動化対策についてどのように考えるか。

3点目、外部からの就農者の確保についてであります。農村は、すっかり過疎に変貌し、農地の確保には他からの労働力の参入が欠かせないし、担い手を確保するための対策を講じていく必要に迫られています。今後の農業政策は、どのようにしたら新しい視点で意欲のある就農者を確保して育てていけるかと真剣に考えていかなければならない時代に移っています。このまま旧態依然の農政に縛られた考え方を踏襲していたのでは、田舎の農業は消滅してしまいます。いかにして担い手を確保するか、知恵を絞って対策を考えていかななくては、農地は全て密林と化してしまいます。UターンやIターンなどの人たちに就農を呼びかけ、また定年退職後に農業をやりたいと思っている都会生活者をいかにして呼び込み就農させるか、受け入れ態勢と支援体制の構築と整備が今後の重要な課題になっています。外部からの就農者の確保と受け入れ態勢整備についてビジョンをお示しいただきたいと思います。

4点目、鳥獣保護と里山再生についてであります。最近釣り道具を整備していた男性が、家の中に入ってきたカモシカと格闘し、けがをさせられた記事が紙面に載り話題になったことがありました。また、最近の本市では、道路に出てきた熊の目撃情報が相次ぎ、いつもの数倍に上っています。また、猿が民家の近くまで近づき、ユウガオやカボチャ、トウモロコシなどを食い荒らして被害も拡大し、アナグマやタヌキまで民家に近づいています。農家のお母さんやおばあさんたちは、せつ

かくつくった作物を奪われ、どうにもならず焦燥感に浸っている始末であります。これは、鳥獣を守って人が死すという現象であります。このことは、今まで里山だった田や畑が荒れ放題になり、道路脇まで木々が大きくなり、田畑と山との境界がなくなったことによる弊害でもあります。このままの状態が続いていくと、やがて耕作放棄地はジャングルと化し、突発的な出会い頭の事故が頻発する危険性が懸念されます。鳥獣保護と事故防止のためには、耕作が盛んだっころの田畑と山林の境界をつくる里山再生がかなめだと思いますが、この構想についてどのように考えるか。

5点目、構造改革特区で再生エネルギーを農業に特化できないかということであります。再生エネルギーを農業の再生に投資できる体制を整備し、雇用の確保と農業拡大を目指すべきだと思いますが、今日の実態では幾ら農業をやりたくても資金不足でやれるものではありません。政府や自治体の援助も一時的なものであり、将来を見据えたものではありません。田畑の再生ではなく、減反すれば補助金を出す制度の継続など、これが場当たり的な目先対応の農政のあり方だったように思います。これでは、幾ら農業に従事したくてもやる気は起こらないのが当たり前であります。

そこで提案ですが、再生エネルギー設備を雇用と農地拡大とを条件にした併用特区として、粗放化した農地を農業振興地域の整備に関する法律と農地法の規制緩和申請をするべきであります。そこに再生エネルギーから得た資金を活用し、新農業立地で若者たちの雇用や田畑の利用を図り、農地の再生に結びつけ、売れる商品づくりを目指していくことが必要だと思います。農業に再生エネルギーを活用する 때가来ています。

特区に関しては、東通村では既に教育特区を実現しています。メガソーラーが実現すれば、下北初の再生エネルギー利用ビジョンが描けます。規

制緩和で特化できないか所見をお伺いいたします。

6点目、就農支援体制についてお尋ねいたします。未来の食料危機が叫ばれ、我が国でも就農人口をふやし、農地の回復と拡大を目指そうとするさまざまな動きが出てきました。8月1日の東奥日報の社説ですが、政府では農業の担い手拡充対策として、今年度新規就農者支援給付金制度を創設した、制度は45歳未満の新規就農者を対象に年150万円を最長7年支給する仕組みだが、農業技術やノウハウを習得する研修などに支援する制度であります。しかし、全国で応募者が殺到し、予定人数の2倍近い1万5,000人に達したため、国は各都道府県の要望額に対し一律4割強の配分にとどめたとあります。文はまだ続きますが、これには見通しが甘いことが書かれています。この記事から、これからの農政は減反対策の失敗から転換し、就農に力を入れようとするいわゆる国策が見てとれます。これは、土地を持っている人を対象にしているので、部外者は応募できませんが、規制緩和で就農に対する姿勢がこれからどんどん顕著になってくるものと思います。情報収集を怠りなくし、本市でも今後の政府の就農支援に目を光らせ、参加者を募るなどの対策が必要だと思いますが、質問の1点目、まずこのたびの政府の就農対策と応募にかかわる内容を知っていたのかどうか、また本市では応募者がいたのかどうかお伺いいたします。

2点目、これを周知徹底させるべきだったと思いますが、農家への広報活動はなされたのかどうか。

3点目、今後このような支援体制が確立されれば、就農者の増加が予想されます。本市では、就農支援をどのように考え、どのようにしているのか。バックアップ体制についてお伺いいたします。

次に、項目2であります。指定管理者制度についてお伺いいたします。本市は、指定管理者制度を取り入れて以来満7年が過ぎました。人口減少と激変する社会情勢のもと、指定管理者制度は当初の運用もくろみとは裏腹に、さまざまなほころびが目立つようになってきました。円高とデフレ、景気の低迷と観光客の減少や身近な利用客の高齢化、そして変化のないままの観光産業の継続、加えて劣化の進む施設の制度疲労が目立つようになり、運営継続の先細りが懸念されるようになってきています。特にことしの本市は、海峡ラインの崩落による道路の封鎖が今なお全面回復せず、脇野沢で食堂を経営している店主たちは、観光客などが迂回を余儀なくされて客足と収入減で店を継続するかどうか苦しんでいます。また、指定管理されている温泉や高原センターなどは利用客の減少により管理運営に厳しい状況で、今後が心配される場所が出ているとも伺っています。各施設の目的であるもてなしやサービスをしたくても利用客の減少がこのように顕著ではどうにもなりません。つまり当て込んだ収入が減り、運営しているほうもただ呆然とし、やる気を失いつつあります。

そこで、質問の1点目ですが、まずこの利用客減少と制度疲労をどのように捉えているのか。

2点目、資金の補填の状況についてであります。この制度は、3年ごとに管理者を募り、継続か、更新かを判断することになっていますが、3年が経過し、赤字の場合、それを市が補填する協定契約になっています。資金の補填の状況について、今まで指定管理を任せられたところで補填を申請したところがあるかどうか。今後の対応についてはどうでしょうか。

3点目、管理運営の疑問点についてお尋ねいたします。雇用形態の変更については、入り込み客が少なくなると施設そのものの運営日数や時間減

らしまで余儀なくされているところもあります。が、運営は指定された管理者の考え方に任されているのか。管理運営を縮小したり、やらないのであれば、当初の指定管理の目的を失することも想定されます。これが条例設置目的から逸脱し、また協定契約上問題にならないかどうか。このことについては、雇用された人たちは、客足がなくても減っても収入が約束されているのが指定管理者制度だと考えます。労働日数や稼働時間が減らされれば、当然収入減となり、当初の目的とかけ離れた運営をしなければならなくなります。雇用に対する行政指導が必要と思いますが、いかがでしょうか。

4点目、管理の継続問題について。経営難で立ち行かない場所は行政に返還したらどうかという声も聞かれます。これでも管理を継続していくのかどうか、この状況を行政側では把握しているか。また、新たな運営方法を模索する段階に来ていると思いますが、閉鎖も含めた対策が必要になってきていると考えます。この点についてどのように考えているか伺います。

5点目、社会保険、労働保険、休業補償関係はどのようになっているかということですが、指定管理には冬期間閉鎖の場所もあり、雪の多い早春や晩秋などの客数がないときは、そこで働いている人の管理日数を減らしたり休ませているところもあります。管理者側の総合的な管理運営の結果の判断だと思いますが、就労している人の待遇と報酬問題は行政で管理するときは職員の配置転換などでそれが保障されていました。指定管理者への移行後の労働者に対する社会保険、労働保険への加入などはどうなっているか、また冬期間閉鎖と休業補償など、この場合の指定管理と維持管理費の関係はどのようになっているのか。

6点目、管理費用の算定についてお尋ねいたします。管理費用の算定について、経年変化で必ず

みが出てきているようではありますが、見直しが必要になってきているのではないかと。

以上、6点について指定管理者制度のご答弁を求めます。

次に、3項目め、急傾斜地の災害対策について、危険防止対策の必要性について伺います。むつ市川内町桧川川代地区の民家の裏手に傾斜地があります。この場所は、もとは急傾斜地で、中段には以前山の奥から木材を搬出する軌道が通っていました。奥山からトロッコを馬に引かせて多くの木材を海岸沿いに運び、それを船で北海道や北陸のほうへ運んで売っていたことがあります。その線路が使われなくなり、取り外され、しばらくの間農道として使われていました。しかし、田畑が放棄されるようになって、最近ではこの道路は全く使われることがなくなってしまいました。管理が放棄され、長い間に土地があせ、土手も風化が進み、上の畑地からの土が風が吹くたび民家へ降りそそぎ、以前に比べると大分地盤が低くなってしまいました。この付近は、以前に小学校の校庭からの濁流がひどくなり、排水溝を取りつけていただいたことがあります。しかし、これから外れた部分にも風化の影響が出るようになり、最近では傾斜地がもろくなり、地すべりや雪害が顕著になってきました。道路が重宝だったころは、山側に側溝が掘られ、雨や雪はそんなに気にならなかったのですが、現在では人の手が加えられることもなくなり、大雨や豪雪などで上の畑地にたまった水が濁流となり、下に流れ、小屋がつぶされたり、建物の下に泥水がたまり、それがなかなかなくなり、土台が腐食したりしています。また、小規模の土砂崩れなどの被害が頻発し、危険が指摘されるようになってきているが、ひとり暮らしのお年寄りや子供のいない世帯が多く、対処できなくなっています。気候変動で各地で雷や大雨、竜巻も発生していますが、災害はいつ来るかわかりません。

被害をこうむる前に至急土どめや排水などの対策が急務と考えます。これは、要望事項ですので、取り組みについてお伺いいたします。

次に、項目4であります。中皮腫対策についてお伺いいたします。今から7年前、吸い込めばがんを発生すると言われたアスベストの問題ですが、当時アスベストまたは石綿と言われていたものが使用されなくなり相当な年月が経過しています。これは、安価であり、吹きつけが簡単であり、建設資材として保温や合成材、耐火材などとして全国的に使用されてきました。しかし、これを製造している工場の人たちが次々にかんにかかっていることがマスコミに取り上げられ大問題になり、がんになった人たちは、今なお闘病生活を強いられています。しかし、年月が過ぎ、今全国的にも忘れられようとしています。本市の対策について、今どのようになっているのかお伺いいたします。

まず1点目、アスベストの存在と処理について。この問題が提起されたとき、あらゆるところを調査し、落ち度がないとされてきました。本市でも、まだ鉄骨部分の隠れたところの民間の古い建物に使用され、見落とされたり処理がなされていないところがあります。本市では、これを把握しているかどうか、存在が確認されたら早急に処理をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、健康診断について。石綿は、少しの振動でも少しずつ剥がれます。風や湿気を多く含んだりすると剥がれ落ちることもあります。今医療現場で扱う薬品の中にアスベストがまじっていたことが問題になっています。喉元を過ぎれば熱さを忘れるの感がありますが、アスベストが存在している施設で働いたり利用している人たちは、指摘や注意を促さなければ全くわかりません。健康が大変心配であります。アスベストの存在が、働いている人の配置転換や人がかわることにより忘

れられ、知らされていないならばなおさらであります。その場で働いている人の健康診断などの対策が必要と思いますが、いかがでしょうか。

3点目、処分後の追跡調査についてであります。以前のアスベストの処理は、厳重に、的確に処理されたと思います。その後の処理の管理や追跡調査など、中皮腫対策は万全か、むつ運動公園の放射性廃棄物の処理の問題もあります。アスベストのその後の管理は今どのようなになっているのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 東議員の農政問題についてのご質問にお答えいたします。

初めにご質問の第1点目、農村の現状と就農後継者の確保についてであります。我が国の生命の源である食を生み出す農業、その農業が営まれる農村は、私たちの命を支える基盤となるものであります。また、農村は食料を供給する役割を果たしているのみならず、水、緑、環境の保全等の多面的機能を発揮しているところでもあります。しかしながら、農業を取り巻く現状は、農業従事者の減少や高齢化、農産物価格の低迷と大変厳しい状況にあり、当市の農業も現状は同様であると認識しております。

このことから、国では農業の再生を図るため、平成22年食料・農業・農村政策を国家戦略の一つとして位置づけ、新たな食料・農業・農村基本計画を作成したところであります。この計画では、食料自給率を平成32年度までに50%まで引き上げることを掲げ、施策としては食の安全と消費者の信頼を確保する食料の安定供給の確保に関する政策、戸別所得補償制度の導入を初めとした農業の持続発展に関する施策、さらには農業、農村の6次産業化を初めとした農村の振興に関するさまざま

な施策が示されております。

市としても、農業従事者の高齢化や後継者不足など厳しい農業の現状を改善すべく、将来の地域農業のあり方を地域の農業委員の皆様や農業者等との話し合いをもとに、地域農業を再生するための人・農地プランを作成することにより、新たな担い手及び他産業からの農業への参入を掘り起こし、耕作放棄地の解消に取り組みたいと考えております。

ご質問の第2点目、農地法の規制緩和については、農業委員会より答弁をいたします。

次に、ご質問の第3点目、外部からの就農者の確保についてであります。農業を新たに始めるためには、営農技術の習得を初め生産の基盤となる農地の確保や運転資金といった課題があります。このことから市では、国の施策を活用し、地域内で5年後、10年後の地域農業のあり方についての話し合いを進め、人・農地プランに外部就農者の参入を位置づけることにより、農業技術を習得するための研修や青年就農給付金の受給及びスーパーL資金の借入れが可能となり、外部からの新規就農が促進されると考えております。

次に、ご質問の第4点目、鳥獣保護と里山再生についてであります。議員ご指摘のとおり、市内には水田や畑に農作物の作付がなされず、草木が生い茂り、荒地状態になっている耕作放棄地が現在約1,500ヘクタール程度点在しており、近年では野生動物が暮らす山林と人間が暮らす里の境界が曖昧な状態となっているところであります。このようなことから、カモシカや熊などの野生動物が頻りに市街地へ出没し、市民との接触や農業被害が増加するなど、耕作放棄地が野生動物を里へ誘導させる要因の一つとなっております。

このため市では、小規模ではございますが、野生動物の出没が多い集落及び畑地周辺の草刈りや枝落としなどを行い、人と野生動物との境界とな

る緩衝帯の整備を行ってきたところであります。

整備後の状況につきましては、出没の減少など効果が見られていることから、今後も引き続き緩衝帯の整備を進め、鳥獣保護と被害防止対策に努めるとともに、国の農業政策の活用等により耕作放棄地の解消に取り組むたいと考えております。

次に、ご質問の第5点目、構造改革特区で再生可能エネルギーを農業に特化できないかについてであります。構造改革特区により農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の規制緩和を行い、農地内に再生可能エネルギーであります太陽光発電設備を設置し、その売電により雇用や地域農業の再生につなげていくべきとの構想は、地域活性化を図るための一つの方策ではあると思っております。しかしながら、国では再生可能エネルギー関係の法律を検討する中で、その内容は農地法等の規制緩和に係る事項が盛り込まれていないことから、構造改革特区による農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の規制緩和については難しいと判断せざるを得ません。また、県当局においても、平成21年に農地法が改正され、良好な営農条件を備えた第1種農地とみなされる農地を農業以外の目的へ転用することは認めない方針であると伺っておりますことから、再生可能エネルギーの事業化にあっては、用地の選定が重要であろうかと思われまます。

次に、ご質問の第6点目、就農支援体制についてであります。国や県より市町村に対し、新規就農に係る事業説明会が開催され、市では同説明会の事業内容を農家に周知するため、市内38カ所で平成24年度農業者戸別所得補償制度集落説明会を開催しております。また、今年度の新規就農者の申し込みについては、青年就農給付金の準備型としての申込者が4名あり、うち2名が営農大学に在学中であり、青年就農給付金交付の対象者になっており、現在給付金の交付に向け手続を進

めております。さらに2名については、先進農家で研修中であり、今後給付金受給に向けた検討をすることとしております。

また、経営開始型については、3名の申込者がございましたが、今年度は採択要件を満たすことができなかったことから、平成25年度の申請に向けて準備を進めている状況にあります。

市では、人・農地プランを早急に作成することにより、新規就農希望者が青年就農給付金等の制度を活用できるよう支援に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、指定管理者制度についてのご質問にお答えいたします。議員のご質問の趣旨は、指定管理者の立場から運営に苦慮している現状があるのではないかと、またそこで働く人の状況も難しい場面があるのではないかと、結果、指定管理者制度には制度疲労の面があるのではないかと、そういったことの認識を聞いているものと理解いたしました。

平成15年の地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことにより、導入された指定管理者制度は、議員ご承知のとおり、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間能力を活用して、より柔軟で質の高い住民サービスの提供と経費の縮減等を図ることを目的としておりますことから、それらが目的どおりに運営されているかの検証が重要であります。

先日の上路議員にもお答えいたしましたとおり、さまざまな課題に対しましてはその都度協議し、その成果を運用マニュアルとして作成しております指定管理者運用指針に反映し、逐次対応しておりますことから、万全とまではいかないまでも、制度疲労というような状況にはないものと考えております。

もちろん指定管理者制度は、民間能力を活用することから、管理する団体には自主事業の

実施など、かなり柔軟な運営ができる反面、ある程度の結果責任を負う制度となっております。つまり指定管理者にはインセンティブを与える意味で、運営の結果、ある程度の利益が出たとしても、経営努力として市に返還する必要がないかわりに、たとえ赤字になったとしても基本的には補填しないこととしております。とは申しまして、指定管理者の責によらない事情により収入が激減するなど指定管理料が著しく不相当となった場合には、協議により変更する場合があります。もちろんのことです。

また、管理費用の算定、つまり指定管理料の算定につきましては、移行に際し公募する都度これまでの施設の収支実績を精査し、見込まれる経費から見込まれる収入を差し引いた金額を指定管理料の上限として提示、選定された団体から提案された金額に基づき協議の上指定管理料を定めておりますので、通常であれば運営に苦慮する場面はないものと考えております。

さらに、施設の運営に当たっては、運営日数や時間を指定管理者が独断で変更することはできませんし、そこで働く人の管理につきましては、基本的に指定管理者の裁量に任されておりますが、労働関係の諸法令等を遵守することは当然のことでありまして、指定管理されている施設に働く人と民間の事業所で働く人と相違はありませんので、議員ご質問の社会保険、労働保険、休業補償等の労働条件につきましても、適切に運用されているものと認識いたしております。

いずれにいたしましても、市では指定管理者と定期的あるいは必要に応じて随時に話し合いを持って、常に密な関係を保ち、発生する諸課題とともに解決し、市民サービスの向上や業務の改善を図っている体制をとっており、これからも指定管理者制度が当初の目的に沿った運営がなされるよう適宜見直しを図りながら実施していくこととし

ておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、急傾斜地の災害対策についてのご質問につきましては、担当より説明いたします。

次に、中皮腫対策についてのご質問の第1点目、アスベストの存在把握についてお答えいたします。市では、平成17年8月にアスベストが含有しているおそれのある16の公共施設延べ23カ所について分析調査を行い、含有が判明した9施設13カ所について、除去工事もしくは吹きつけ面を覆う囲い込み工法による改修工事を実施したところであります。また、飛散性が低い箇所は立ち入り制限による安全管理を実施いたしております。

お尋ねの民間施設等住宅につきましては把握いたしておりませんが、建物の解体や改修などの工事の際にアスベスト含有材の使用が認められた場合は石綿障害予防規則により分析調査を行い、アスベストが含有している場合は労働基準監督署に届け出る必要があることから、アスベストの存在をこの時点で建物の所有者と労働基準監督署において確認されることとなります。

アスベストの除去工事は、同規則にのっとりて厳格に作業が行われることから、除去作業従事者の健康及び安全は十分に確保されているものと認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、中皮腫対策についてのご質問の第2点目、健康診断についてであります。アスベストによる健康障害防止対策につきましては、労働安全衛生法に基づいた石綿障害予防規則により事業者健康診断の実施が義務づけられております。先ほどの答弁と重複いたしますが、規制の対象となるのは直接アスベストの除去作業やアスベストが使われている部品の分解作業等に当たる事業者であり、同規則により石綿健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署長に提出しなければならないことになっておりますが、公表することはできないと伺っております。

また、アスベストが使用されている建物の中で働いているだけであれば規制の対象とはならないことから、事業者が健康診断を行っているかどうかは把握しておりません。したがって、議員ご指摘の民間の建物については、実情を把握しておりませんが、仮にアスベストが使用されているのであれば、働いている方々の健康診断はその事業所が実施することになるかと思えます。市といたしましては、アスベストに限らず各種健康相談に訪れる方々があれば専門的機関を紹介するなど、迅速な対応をもって市民の健康確保に努めてまいります。

ご質問の3点目、処分後の追跡調査についてお答えいたします。1点目のご質問で回答いたしました公共施設のアスベスト除去工事により発生した飛散性のアスベストは、処分基準に従い管理型の最終処分場に特別管理産業廃棄物として、他の廃棄物とは区別されて飛散流出をしないよう覆土等による必要な措置が講じられた上で埋め立て処分がされておりますことから、飛散等のおそれはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 農業委員会会長。

（立花順一農業委員会会長登壇）

○農業委員会会長（立花順一） 東健而議員ご質問の農地法の規制緩和についてお答えをいたします。

農地法は、農地が農業生産の基盤であり、現在及び将来における国民のための限られた資源であることに鑑み、農地を最大限に有効利用し、食料の安定供給確保に資することを趣旨としております。また、国の食料・農業・農村基本計画では、平成32年度までに食料自給率50%を目標に掲げる等、農地の確保と有効利用並びに担い手の確保がこれまで以上に重要なものとなっております。このため、平成21年6月に農地法が改正され、これまで農業参入できなかつた一般企業やNPO法人

についても農地の貸借ができるようになったほか、農地の貸借期間もこれまでの最大20年から50年に延長される等、緩和措置がとられております。また、農業に新規参入するための農地の権利取得において、これまでは県知事が下限面積を定めておりましたが、改正農地法では地域の実情に応じ農業委員会が定めることとされ、むつ市においても下限面積を見直しし、農業への新規参入要件の緩和を図っているところであります。

農業委員会といたしましては、農地法の趣旨に基づき、優良農地の確保と有効利用を進めていくこととしておりますが、国の法律により農地転用等で規制緩和の動きがあれば、法の基準に照らし適切に事務を進めていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（布施恒夫） 急傾斜地の災害対策についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘の箇所は、川内町の松川地区公民館西側の住宅地背後の斜面と存じます。まず、急傾斜地として対策工事を実施するためには、急傾斜地崩壊危険区域の地域指定を受けなければなりません。その指定基準は、傾斜度が30度以上で斜面の高さが5メートル以上、人家が5戸以上と規定されており、県知事が区域を指定することになっております。当該松川地区は、この基準により県立大湊高校川内校舎付近から松川地区公民館付近までの斜面について地域指定されて既に対策工事が終了しております。議員ご指摘の箇所は、この対策工事が終了したさらに西側についてのお話ですが、地域指定を受けておりませんので、今後現地確認のうえ、県当局並びに斜面の所有者であります下北森林管理署へ協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） ご答弁ありがとうございます。

た。

まず一番先の農政問題についてでございますが、想定内の答弁だったように感じております。そこで、私がこの資料を今提示いたしますけれども、農業委員会の方々に配布された本の中に、このような項目がございます。「農地への太陽光発電設備の設置について」という項目の中に、③として、非農地と判断された農地に設置する場合、農地転用許可は不要であると、このような書き出しがありますけれども、恐らくこれは質問ということではないのですけれども、どんどん、どんどん今日進月歩といたしますか、再生エネルギーに対する政府の考え方も相当変わってきています。あくまでも農地法で規制するのではなくて、どんどん人がいなくなっているわけです。その人を今とにかく確保しなければならぬと。そういうふうな時期に、まだそんな農地法で縛って、農家の人でなければだめだとか、いろんな規制があるわけです。この点について、恐らくだんだん規制が緩和されていくものと思っております。

そこで市長に再質問、私のビジョンを交えながら再質問を1点だけいたします。再生エネルギーというのは、設置期間は20年であります。そして、電力による売電、それは20年保障されます。20年後には技術革新が進んで、巨大な太陽光発電はコンパクト化し、無用の長物となります。私は、20年後の生存には自信はありませんが、これから農地再生のルールを敷き、次世代にバトンタッチできれば能力のある若者たちは自動車の運転をするように目的を見つけ、どんどん自分でアクセルを踏んで農地を開拓していくようになると思います。これから体力を蓄えていけば、将来メガソーラーの不要時にこの場所の広大な農地が再利用可能になります。大畑でも農地法に組み入れられた土地が長年放置されていると伺っています。市部でも脇野沢でも、土地を探せば同じ構想が描けます。

雇用創出が可能で、若者たちの定着と人口増加が期待できると思います。減少傾向の税収増加も見込めると思います。私は、特区で本市全体に再生エネルギー基地をつくり、活性化策を探って、若者たちに壮大な夢を与えたらどうかと考えていますけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 再生エネルギー基地構想と農地の転用のこの部分だと思っておりますけれども、これを一緒にたにしてしまうと私はちょっと、先ほど壇上でまた農業委員会会長がご答弁のように、農地は国として守っていかなければいけない、これは食の自給率を50%にするという大きな目標がある。そういうふうな形で農地を守っていかなければいけない。耕作放棄地、この部分もしっかりこれから管理をして、さまざまな形でこれ展開していかなければいけない。

一方で、耕作放棄地の部分に今東議員お話しのお趣旨ですと、太陽光パネルを設置し、再生エネルギー転換をしていくべきだと、こういうふうなところでありますけれども、まずこの基地構想というふうなものは、私はこれはすばらしい構想だと、このように思いますけれども、農地に関しては農業を守ると、今お話また繰り返しますけれども、その観点、その部分で農業者を支援し、後継者や担い手を育成することがまず重要であると、このように思います。

そしてまた、国・県においても農地を確保するという方針のもとでさまざまな施策を展開しておりまして、構造改革特区による農地の転用は現在現状では困難な現状にあるというふうに思います。

先般大間地区の風力発電所、これ再生エネルギーの中に入るのでございますけれども、風力発電所、この部分の変更、この設置の変更が報道されておりました。つまりこれが第1種農地だったのでしょうか、

そういうふうな形で、この部分においてはなかなか国の許可、これができないというふうなことで、農地転用できず位置変更というふうな、これがまず国の姿勢であります。この部分をまずクリアしていかなければいけませんし、その部分での農地に関する法律等々の規制緩和、これがどれだけ進んでいくのかというこのことを見きわめていかなければいけない、これが農地の問題だと思います。

また再生エネルギー、この部分においては、東議員は再生エネルギー派なのか、またベストミックス派なのか、ここではこの議論ではごさいませんけれども、再生エネルギー、20年間というふうなことですけれども、太陽光発電、現在42円の買取制度が始まりました。それがずっとこれ未来永劫続くのかということではないわけでごさいませぬ。価格が下がります。

ドイツの例なんかをとりますと、その買取制度が値段を下げました。そうしますと、その太陽光発電を売電している会社が軒並みばたばた、ばたばたいった。そして太陽光パネルをつくっている、生産しているドイツの企業が新興国のパネルによって、低価格になってくることによってばたばたいった。そういうふうなことで、太陽光発電、この部分が非常にドイツのほうでは懸念される状況になったというふうな報道が先般なされました。その部分において、特化して太陽光パネル、農地、両方ともこれ非常に重要な問題ですけれども、そこにはまたベストミックスというふうな考え方が私は必要なのではないかと思います。

農地は、農業のために、我々の命の食、これを守るための農業、これをしっかりとつくっていくための農地、提供するための農地、これを守る。そして、太陽光パネルだとか風力だとか、そういうふうなことで、風力もその第1種農地、その農地の部分でこれまで牧野だとかそういうふうなところに立てていたものが、規制があって、ちよっ

と山の上のほうに上ってきているという現状もあります。そういうふうな形で、やはり農地は守る、食のために農地は守る、再生エネルギーもその関係の中でベストミックスを考えていく必要が私はあると思います。何か答弁にならないような答弁でごさいませぬけれども、私の意図するところをご理解賜りたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） 時間もあとちょっとしかなくなってきましたけれども、市長の考え方はわかりました。

ただ、私はこの農政問題について考えたときに、このむつ市にあと何年農地が存在するのだろうかということ考えたときにこの発想が生まれたわけでごさいませぬけれども、このままでいけば、市長、農業をやる人口が全くなくなってしまうわけですよ。それを今とにかく手をつけなければだめではないか、そして若者たちを定着させなければだめではないかということから、いろんな質問したわけですが。このままでは、もう若者もお年寄りたちも、農家をやっている人たちも、全てなくなってしまう。このための対策が今必要だということで、それだったらもう少し考え方を変えて、大きなビジョンでもって子供たちを、若者たちを包み込んで、そして定着させる構想をということで、こういうふうな突飛な構想を申し上げましたけれども。

私は、今すぐこれが実現するとは考えていません。いずれはこの再生エネルギーというのはどんどん緩和されて、やる時期がもっと間近に迫っていると思います。ですので、現段階ではやるとかやらないとかということではなくて、このくらいでまずよしとしておきます。

それで、次に指定管理者制度でごさいませぬけれども、もっと時間的に余裕があれば質問したいなと思っていましたけれども、1つだけ提示してい

ました指定管理者の質問でありますけれども、指定管理者制度は順調に推移しているというご答弁をいただきました。しかし、私たちから見れば、行政側とかやっている人たちのその外れたところから見れば、やはり指定管理者制度がちょっとおかしくなってきたのではないかと、疲弊しているのではないかとというようなところが見えるわけです。

そこで、最近住民サービスに対する置き去りについて、この指定管理者制度は初めの目的というのは経費縮減と住民サービスの向上にあるわけです。この片方の住民サービスがどんどん、質問でも取り上げましたように置き去りにされているというようなところが私たちには見えるわけです。どういふところかといえ、今随時質問していきますけれども、とにかく住民サービスの向上が置き去りにされている点を行政では把握しているかどうか、そこら辺をご答弁お願いいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 指定管理者制度についてのご質問でございますけれども、指定管理者制度につきましては、議員ご指摘のとおり、経費の縮減と住民サービスの向上を目的として運営されておりますことから、経費の縮減のみを成果とすることは片手落ちでございます。

そもそも指定管理者制度の対象となる公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設でございますことから、指定管理者との定期的あるいは随時の協議や毎年の評価、その公表等に加え、施設を利用されている方からの意見も参考にしながら、今後とも住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 東健而議員、あと1分くらいですので、質問をまとめてください。9番。

○9番（東 健而） あと1分ということですので、

1つ関連質問したいと思いますが、脇野沢温泉、あそこは今何か使用していないのではないかとというような話を聞いたのですけれども、この原因というのは何でしょうか。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（猪口和則） 脇野沢温泉が今どうなっているかということですが、先般8月の中旬ころに水中ポンプ、温泉をくみ上げる水中ポンプになりますが、さびが詰まって故障したという連絡が入りまして、その後調査しましたら、ポンプが焼きつけを起こしているような状況でありまして、保養ということでもありますので、現在は水道水をつなぎかえて、水道水を沸かして利用させております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） 何日か休んでいるということを知りましたが、これも制度疲労の一つではないかと思えます。

時間も参りましたので、これで終わります。

○議長（山本留義） これで、東健而議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎村中徹也議員

○議長（山本留義） 次は、村中徹也議員の登壇を求めます。17番村中徹也議員。

（17番 村中徹也議員登壇）

○17番（村中徹也） おはようございます。多くのむつ市民及び市役所を定年退職した方も、私村中

徹也の爽やかな一般質問で夏から秋への季節の変わり目を感じていただきたいと存じます。

さて、日本の政治ですが、過渡期の混乱と言われてから一向に黎明期を迎えようとしません。確かにエポックメイキングはありましたが、相変わらず国民不在の政治が続いております。選挙で政権を任せられた、また選挙で失格と言われたそれぞれのポリティカルパーティーが、選挙でノーと言われた増税政策を談合したと思いきや、まさか増税反対を理由とした問責決議が可決するとは、いやはや信念や理念のかけらもない。開いた口がふさがらないどころか、口裂け女のように口が裂けて大きくなったとむつ市民が言っておりました。それぞれの為政者には、民意という鉄槌が下ることを念じてやみません。やると言ったことはやらない、やらないと言ったことに政治生命をかける、まことに許しがたい行為であります。遠島進教育長、こういう大人がいるとは、子供の教育に影響しませんか。

私は、ことしの夏、政治をテーマとしたディスカッションに明け暮れました。その中で、「昔、「あなたの1票で政治は変わる」というキャッチコピーがあったね」と申し上げたら、お一方が、「今は違うの、国民全ての票でも政治は変わらないの」と言い、今のキャッチコピーは「あの人たちがいなくなれば政治は変わる」と教えてくれたのです。もう一度言いましょう。「あの人たちがいなくなれば政治は変わる」。ううん、あの人たちとは誰なのでしょう。遠藤雪夫公営企業管理者、今晚でもレクチャーをお願いしたいものであります。

あれやこれや政論を言えば、「村中徹也、あなたはどうなの」と誰何されます。私は一生懸命やっていますよ。ラジオをお聞きの皆さん、そう思いませんか。道路を直せ、側溝を整備しろ、歩道をつくれ、汽車がとまった、伸びるごみ袋にしろ、

図書館はなぜ休むんだ、国保税を安くしろ、電気料をただにしろ、学校を新築しろ、市役所職員を減らせ、おまえたち議員も半分は要らない、職員も議員も給料を下げろ、焼却炉は欠陥だ、ほこりが立つから塩カル持ってこい、水道料金が高い、外灯の球が切れている、蜂に刺された救急車を呼べ、熊が出たなどなど、日々むつ市民の苦情に奔走し、泰斗でもなし、伝家の宝刀を抜くこともなく、屋漏に愧じずと思いつつも、それがあなたの仕事かと民意に応じているかといえば決してそうではない。では私は、では地方議会は何を責任として、何を果たすべき務めとしてパブリックオピニオンとコンタクトすればいいのでしょうか。

考察を加えてみましょう。ことし6月5日の東奥日報、そして9月4日の東奥日報、このいずれもアーティクルは、五所川原市議会の一般質問をカバーしたものであります。この4項目の見出し、これをリード化しますと、「五所川原市議会では一般質問者が3人だけで、これは改選後最も少ない人数であります。一般質問しない議員は、案件が少ない、忙しいとの理由ですが、質問する議員は26人もいるのにとあきれていました」、とこのようになります。このアーティクルは社説ではありません。よって、主観的、客観的及びフィロソフィーはなく、経験則に基づく批判的表現のようで、読み手によって差異が生ずるようにオペレーションされています。ところが、2日後、誰もがアソシエーションしたように、同紙によって、「出家の念仏嫌い。議員の仕事はさまざまだが、本分はやはり一般質問で執行部をただすことである」と一般質問をしない議員を批判する内容であったことが判明いたしました。

このアーティクルから見える論点は、一般質問は議員の責務なのかという問題、またもう一つの論点は、このアーティクルはマスメディアのマスコミュニケーションとして正義であるかという問

題であります。

まず、このアーティクルが正義か否かという、答えは正義であります。それは、16世紀から17世紀にかけ、マスメディアの出現と発展過程において自由主義論が台頭し、権力の監視が最大の目的とされ、権力とはまつりごとをつかさどる人、これは連載の読売新聞であります、まつりごと、すなわち政治の「政」つかさどるに「治める」で「政治」ということになります。全ての権力が政治であることは、憲法、法律、政令、条例等の政治権力により自由が保障されていることから、疑いの余地はありません。

余談ですが、この自由について2つの考察があります。1つは、権力による自由は本当の自由ではないとする一派、もう一つは、権力が関与しない自由は自由として存在しないという一派であります。すなわち、フリーダムカリバティーかの選択であります。さあ、あなたはどちらの一派でしょうか。

この政治権力をマスメディアに監視をさせるという当時の時代背景が今日まで続いております。よって、このアーティクルはマスメディアの責務を果たしているということで正当性が確認でき、正義と結論づけられます。

次に、昨年の市議会議員選挙前に私の自宅、親戚及び多くの後援会会員の不特定多数に配布されたような印刷物であります。この裏面に「発言力は抜群」との記載があります。これも一般質問を焦点としたものであります。政治家は、寝ても覚めても、選挙区にいようと、海外にいようと、24時間365日公人であります。一般センスを除いて、プライバシーは一切存在しませんので、掲載は結構なのでありますが、この配布物に基準と配慮が見られない。立候補予定者や立候補者のようではない、現職市議会議員のようでもない、村中徹也は現職ではない。配慮について言えば、補欠当選

者には注釈をつけ、一般質問ゼロとした村中徹也には議長という注釈をつけていない。

さて、これをリード化できません。1項目のため、リード化はできません。しかし、2名のお名前だけが赤い字でクローズアップされていることから、2名だけに特化して、2人だけ発言力は抜群とインスティッドしたかったのではないかと推測できます。

さあ、このアーティクルとこの印刷物から共通するのが、そうです、一般質問であります。では、一般質問とは何でしょうか。哲学的問題は、パラドックスになりますので、広辞苑第5版で引いてみましょう。すると、「一般」とは「ごく当たり前であること。普通であること」とあります。では、「質問」とは、「疑問または理由を問いたたすこと」。では、「問い質す」とは、「不明な点をきびしく追及し、はっきりさせること」とあります。では、これに地方政治を加味してリード化しますと、「一般質問」とは、「地方行政全般及び関連事案において、ごく当たり前を生ずる疑わしいことや政策行為の根拠、筋道など不明な点を厳しく追及し、はっきりさせること」となります。

ここで一般質問をしないことに悪いイメージを持たれたような五所川原市議会議員の名誉のために少しだけ触れておきます。五所川原市議会議員は、要望は一般質問ではないと主張しました。これは、学説的政治理論と実際政治論は許容しても、「要望」と、「問いたたす」は全く別物でありますので、この主張は正当化されます。しかし、それ以上に、だから一般質問をしないということに正当性は全くありません。

では、一般質問のする、しない、回数、これを命題として正当性を導き正義と結論づけることは可能でしょうか。ノー。答えはノーであります。理由は、一般質問とアクターとの関係に有権者及び選挙という確定行為が介在しますので、仮に正

当性は導いても正義は判断できません。

以上のようなことから、市長の理念を拝聴したいのでありますが、1点目、市議会議員の責務とは何でしょうか。

2点目、一般質問は議員の責務でしょうか。

次に移ります。私の後援会の内部資料があります。個々の公約が載っておりますが、質問は置くとして、予算権を持たない地方議員がこのように、私のように予算を伴う公約をすることに対し、地方自治法のセオリーは、現在の地方政治システムによれば、首長も議員も直接選挙で選出される。しかし、政治権力は首長に集中しており、とりわけ予算権、編成、上程、執行はその最たるものである。このようなシステムの中では、地方議員が選挙のときに有権者に対し予算を伴う公約を掲げることは適切とは言えない。よって、達成可能か否かという問題自体も存在しないということであり、これをディダクション、普遍すると、現在の地方政治システムによれば、むつ市長もむつ市議会議員村中徹也も同じ有権者から直接選挙によって選ばれる。しかし、予算執行権初めほとんどの権力はむつ市長に集中している。このような政治システムに村中徹也がオブジェクションを投げかける余地はない。村中徹也は、その選挙のときに予算を伴う公約、すなわちあれもやる、これもやるということは有権者に対し絵に描いた餅を見せるようなものであり、適切とは言えない。よって、予算権を持たない村中徹也の予算を伴う公約は達成か否かという問題自体も存在しないということになります。

そこで3点目、むつ市議会議員（立候補者）がその選挙時に予算執行権もないのに予算を伴う公約をすることは適切でしょうか。

4点目、もしこのように公約した場合には、達成は可能でしょうか。

さて、市長にお尋ねする理由であります、一

言で言えば、知悉していることに尽きますが、碩学かつ学殖多識なこと、市長は議員も議長も市長も経験し、双方の立場からそれぞれの責務を知り尽くしていること、3つ目として、市議会議員時代の会派構成の中に一般質問をそれほどしなくても立派に功績を残された私の尊敬する先輩議員や、毎回のように一般質問する同僚も近くにおったことから、比較検討できることであります。

最後に申し上げます。この質問が公表されてから、私に対し、そんなこともわからないのか、何年議員やってんだ、自分で考えろとのご指摘をいただきましたので、コンセプトを申し上げたいと思います。私の実体験と議員研修会、全国市議会議長会、シンポジウム等々の学習によれば、地方議会の問題点は二元代表制の弊害と地方自治法の不備にあります。これは、両者の関係は権力と評価という観点から均衡しないことを意味します。なぜか。それは、首長の主体性強化は議会の存在意義を薄れさせ、逆に議会の主体性強化には権力が立ちふさがります。この政治理論を実際政治で演じて証明して見せたのがご存じの阿久根市や名古屋市などです。これを原因や、それ以前から議会不要論というものが発生しておりました。均衡不原則とオール与党化現象が、議会は首長の追認機関とやゆされるようになってから、長い間置き去りにされてきた懸案事項であります。この議会不要論は、イコール議員不要論でもあります。すなわち、むつ市議会議員村中徹也は不要と宣告されているようなものであります。

私は、この双方の不要論を打開するために、さまざまな角度から政治というものに考察、検討を加えてまいりました。しかし、何を依拠として民意に応報すべきなのか、答えを見出すことはできておりません。これでよいのか、このままでよいのか、よいわけがないとの葛藤であります。

私は、今政治という長い旅の途中でアイデンテ

ィティーククライシスという陥穽に陥りました。煩悶する中で、自らにも地方議会にも曙光を見出したいとの思いであります。むつ市長初め多くのむつ市民の皆様、私の、そして地方議会のガイドポストとなっていただきますようお願いを申し上げ、壇上より4項目のご教示を仰ぐものであります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 村中議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、政治理念とありますものの、地方自治における二元代表制の現状と課題に集約されるものと理解いたしました。

地方自治制度の基本構造は、ともに住民の直接選挙によって選出される執行機関としての長、議事機関としての議会が設置され、その両者が全体として地方自治体の自治権の最高機関となっているわけで、そのことが二元代表制と形容されるゆえんであるかと考えます。つまり議会は市長と対等の機関として自治体運営の基本的な方針を議決し、その執行を監視し評価する機能を果たしながら、ともに地域社会を牽引する機関と認識しております。

こうした二元代表制を採用している地方自治の基本構造は、大枠として定着しているものと考えますが、昭和と平成の大合併による市町村数の減少、機関委任事務の廃止や大規模な権限移譲などの地方分権の進展等さまざまな社会情勢の変化により、地方自治体の果たすべき役割がますます重要になる中、例えば選挙における投票率の低下や議会が単なる追認機関となっていると言われるなど、これまでの地方自治制度のあり方に問題点を指摘する向きがあるのも事実であります。

私は、市議会議員を3期務めさせていただき、そして市長として2期目であり、その2つの立場

を経験させていただいているわけではありますが、二元代表制の改革の必要があるとすれば、その原点は地域の運営は住民の創造と責任において行わなければならないということであり、二元代表制によるところの市長も議員も市民の負託を受け選ばれたわけですから、市民に基軸を置くことが基本になるものと考えております。村中議員は、現今の地方自治制度における現状と課題を深く考察され、特に市議会の活性化について日夜呻吟されており、その熱意と努力に敬意を表するものであります。

ご質問であります市議会議員の責務と、一般質問は議員の責務かについては、議員はもとより市民一人一人によっていろいろな考え方があろうかと思いますが、一般質問が市議会議員の活動の中で注目されることは事実であろうと思ひますし、そのため時々メディアに取り上げられるのではないかと考えます。とはいえ、もちろん市議会議員の責務はそれだけに限定されるものでは決してなく、行政報告における質疑や議案審議などでの議論、議決にとどまらず、日常的な部分においてもいろいろな場面で民意を酌み取り奔走する場面があるものと考えます。そういった中で市議会議員の責務についてどこに重点を置いて評価するかは、さきに申し述べましたとおり、一人一人さまざまな考え方があろうかと思ひます。

次に、予算を伴う公約についてであります。地方自治法第211条により予算の調製権は地方公共団体の長にのみ与えられた権限でありますものの、議員の方々につきましても、さきに申し述べましたさまざまな議員活動の中で多くの方々のご理解とご賛同を得て、その政策の実現を図ることは可能なのではないかと考えます。

また、私は常日ごろから市長への手紙やおでかけ市長室などによって市民の声の所在がどこにあるかを市政運営の基本としておりますし、中でも

私同様直接選挙によって負託を受けた議員の意向は非常に重いものと認識しており、厳しい財政状況の中にありますものの、議員との議論の中で実行すべきものと判断した場合は極力市の政策として取り上げることとしておりますことから、その点から申しますと、議員の予算を伴う公約については全否定するものではありません。

いずれにいたしましても、むつ市民の福祉の増進を図ることの目的のため、ともに持てる力を尽くすことが肝要と考えますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 答弁ですが、答えがない答弁ですので、これは。市長も壇上でおっしゃったように、人それぞれだと。私がなぜこれを聞いたかという、壇上でも申し上げましたが、もだえ苦しむ陥穽、煩悶ですね、市長は呻吟というお言葉を使っておりますが、市長の議員時代、深くは知りません、私も少し存じ上げているのですが、非常に高い評価であったと、このように思っております。ですから、今煩悶している中で光を見出したいということが一つですので、市長の口から出たことが全て私にとっては答えであろうと。こういうことで質問しているわけでありますから、壇上で答弁されたように、模範的、また余りに上品過ぎると、政治学というか、政治学は何をしてきたかと、書物を読んでいるのと全く同じなのです。そういうことを求めておりませんので、もしよろしかったら宮下色、宮下の色というものを出示していただけたらなと、このように思うわけでありませぬ。

それで、まず議員の責務についてであります、考えれば考えるほど、私も迷路の中に入ってきたのでありますが、どうなのでしょう、壇上で申し上げたのは、発言も議員の一つだと。発言しなくても違うところで役目を果たしている人がいるだ

ろうということ、かみ砕いて言えばです、そういうことを言いたかったのでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 難しいご質問だと思います。これは、最終的には有権者の方々がご判断をなさって、私もそうでございますし、議員各位もそのように選挙という厳しいその状況を経て、私はこの職につかせていただきましたし、また議員各位もその形に現在なっているわけでございます。その部分において、一つの絞り方の中で、それを論じていくというふうなことはなかなか厳しい現状があるのではないかと。さまざまな要素が入って、そして有権者の方々のご判断をいただくわけでございますので、一つの視点、これだけではなくて、さまざまなカメラアイの中で見ていただいて、総合的な評価なのではないかなと、このように思います。しかし、ただまた1点に限って、1点に的を絞って論理を展開して、そしてまたその栄冠をかち取ると申しますか、負託を受けるというふうな方もございますし、それは一人一人の考え方、政治に対する思い、そしてまた選挙についての考え方、そしてまた政策のつくり方、そういうふうなことがあるわけでございますので、ただ1つどうなのよと、こう言われると、なかなかそれは限定することができる問題ではないと、このように思っております。

お尋ねの部分に触れますけれども、つまりそれぞれの立場での発言の有無、そしてまた政策、そして政策にまた反するものもいろいろあろうと思っておりますけれども、その部分において、そしてこれまでの長年の経験、そういうふうなものを踏まえての住民の方々、有権者の方々の投票行動につながってくるものだと、私はそのように考えて理解をしておるところであります。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） ありがとうございます。有権

者の意思、判断という言葉が出ましたけれども、ここに平成7年からのむつ市議会議員の選挙結果がございます。そして、合併した平成19年だけは、申しわけありません、むつ選挙区だけを持ってきました。確かに最終的、ここまでいくために本当は長い議論があるのですが、有権者の判断とおっしゃいましたので申し上げますが、有権者の判断というものは、一般質問、それから発言全体を何か評価の対象としていないように感じるのです。と申しますのは、過去5回の市議会議員選挙ですが、年間4回の定例会で、4年間ですから、16回を100%として、パーセンテージで言ってみますと、例えば零%の方がトップ当選をしておる。例えば一般質問について言うと、100%発言した方が涙をのんでいるという結果が常に出てくるのです、この選挙。ですから、では市長は今有権者とか選挙というものがあるから、それも一つの、全てではないです、一つの判断だと言いましたが、どうなのでしょう、選挙は発言を考慮していないということが言えるのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 選挙の結果というふうなことで今お示しをなされて、発言の回数等を考慮していないというふうな結果ではないかというふうなこと、これはまた村中議員の考え方もあらうと思います、見方もあらうかと思います。それはそれとして、やはり先ほどこの自席で答弁をいたしましたように、本当にさまざまな要因の中で投票行動に有権者の方々がご判断をなさっているわけがございまして、発言のこの部分もありますでしょうし、またそうでない部分もあります。また、それぞれのグループ、先ほどポリティカルパーティーとお話をしました、そういうふうな部分の投票行動もあらうと思います。これは一概に、またA候補が強いからB候補にいかうとか、かわいそ

うだからとか、そういうふうな感情的な投票行動もあらうと思います。さまざま投票行動のことは私も学生時代ちょっと学んだことがありますけれども、本当に人間の心情、その部分もかなりファクターとして含まれているわけがございまして、これを一つの視点でというふうなご判断は私はいかがかなと思いますけれども、その判断も一つの判断材料であらうと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） それも一つの判断、人それぞれだということ、そこで終わってしまいますので、確かにそれは正鵠を得ていると私も思います。

ではちょっと、市長は市議会議員時代、3期目で議長になりましたから、2期市議会議員、要するに一般質問するチャンスがございました。2期ということは、四四、十六回で32回ですね。32回の定例会を議長でなくて議員として経験していますが、その中で何回一般質問やられたか。12回です。1期目に6回、2期目に6回、そして3期目で当選してすぐ議長になりましたので、6回、6回ですね。この6回、6回は、今気づいたと思いますが、どうなのでしょう、あのレベルの高い他の追随を許さなかった一般質問というのは、この6回は計画的にやられたのでしょうか、お答え願います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほども壇上のほうから村中議員はご教示というふうな言い方、表現がございましたけれども、また学殖多識、そしてまた何とかと、碩学とか、私にふさわしくないご発言をなさっておりますので、決してそういうふうな立場ではございません、私は。まだまだこれから本当に皆さん方のご意見を伺いながら、行政も政治もまた進んでいかなければいけないと思う立場がございまして、その部分については何とぞお許

しをいただきたいと思います。

その部分で、6回、6回というふうなことで、今、回数はちょっと意識はしておりませんでしたけれども、計画的にやったのかというふうなことでございますけれども、やはり私は当時、当時です、かなり時間をかけて勉強したつもりであります。今にして、今会議録、自分の発言等しばらく見たことはほとんどありませんけれども、汗顔の至りというふうな部分もいっぱいあろうと思います。この部分においては、計画的にやったというふうなことではございません。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 碩学とか、要するに学殖多識、あなたはそう思わなくても私が思うのは勝手でありまして、私はそう思っておりますので、そこら辺はお間違いのないようにしていただきたいと思っています。

それで、もう一つお聞きしますが、議長時代、議長になられてから一般質問を一度もされていませんが、これは何か意味があるのでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 議長時代には一般質問は、今村中議員お話しのとおり、一回も登壇をしておりません。何か意味があるのかというふうなことでございますけれども、特に意味はございません。ただ、当時は合併を前に控えてさまざまな議論を行い、そしてまた合併してから、スタートは65人の議会だったのでしょうか、そういうふうな部分で、本当にこの身が押しつぶされるようなプレッシャー、それを非常に圧力と申しますか、圧迫感を感じ、その議会運営、そしてさまざまな先輩の方々からの議会運営のご教示をいただき、ご指導をいただき、何とかこの議会を乗り越えていかなければいけないなというふうな思い、それだけで、一般質問をしようとかというふうな、まずそういうふうな気分には、はっきり言って、これは議会の制

度としてこの部分ができるのかどうかということすらも私は念頭にございませんでした、当時は。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 地方自治法からいけば、議長でも一般質問はできるそうであります。してはだめだという規定がありませんので、できるという解釈だそうです。

それで、先ほど壇上でも申し上げましたが、村中徹也が零回、こう書いてあります、一般質問です。当然議長をやっておりましたので、3年5カ月、零回であります。このことに問い合わせが来たものですから、これは昨年の選挙のとき、選挙前ですが、私が議長をやっていたの知らない方がむつ市に大分おるようで、私も不徳のいたすところではございましたが、「あなたは一回も発言をしないのか」という問い合わせが来たので、この発行したところに、せめて「村中徹也」の後に（議長）という注釈を入れてくれないかと、補欠当選は入っていますから。そうしたならば、だめだと、地方自治法でやれるようになっているから、やらないあなたが悪いのだというふうなことで、非常に被害を受けたのか、こういうふうにかかっておりますので、被害を受けたのか、かえって宣伝をさせていただいたのかは定かではありませんが、こういうこともあるのです。ですから、人それぞれなのです、まさしく今市長がおっしゃったように、そういうことであります。

それから、一般質問の回数、する、しないでありますが、私が思うのは、なぜこういうふうなマスコミに忘れたところに、定期的ではないです、忘れたところに、何年かたてば、またこう載るのです。これは、ですからどういうことで載ると思いますか。一般質問というのは、どうでしょう、議員にとっては主義主張を述べられるし、ある程度認められた発言も言えますし、自己をPRするアイデンティティーと申しますか、そういうこともあるか

ら、結局こういうふうが目立つのでしょうか。市長のお考えとしていかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） なぜマスコミのほうでそういうふうなものが取り上げられるのかというふうなことは、なぜなのでしょう。私はちょっとなかなか理解、なぜそうなのかと。要するにこれは報道関係の方々が議場にお入りになって聞いておるわけでございます。また、むつ市ではエフエムエジュールを通して議会の生中継がなされている、再放送もなされているというふうなことの中でのさまざまなことでのご判断で、あの記事としたものだ。これはなぜだろうといったって、ちょっとその部分については私は、なぜでしょうというふうな答えしかできないものでございます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） ありがとうございます。

ここに幾つかの質問がございますが、例えばマスコミでもそうですし、先ほどの印刷物でもそうですけれども、回数ではなくて内容をクローズアップすることはできないのかと私は思うのです。そしてまた、そういうことに市議会議員、政治家としての成果の判断材料とするところに正義はあるのかなと。結局そこだけ突出してしまうのです。私も壇上で言いましたけれども、市長も市議会議員時代に会派を同じくしていた、ほとんどのように発言しなくても立派な市議会議員さんがいらっしまったのです。ですから、クローズアップされるのはいいのですが、そこだけひとり走りしてしまうと。結局人それぞれだが、ではマスコミもそれぞれで、マスコミがそこに焦点を当てているのかという問題になりますが、議員時代を思い出していかがでしょうか、そういう発言をしなくても立派にやっていた方がおられるわけですから、これ4番目ですが、一般質問の回数や、する、しないによって市議としての成果の判断材料にするこ

と。人それぞれだといえ、それで市長、終わってしまいますので、私の陥穽から抜け出せなくなりますから、よろしくお願いします。いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいまのお尋ねは、質問回数が、一般質問がゼロというふうな方が先輩方においてだったということ、それを当時宮下議員としてどういうふうな考え方を、思いを持ったのかというふうなことであろうかと思えますけれども、私は当時平成7年に、村中議員もそうでございますけれども、同期の形で議員としてのこの場に座らせていただいたわけでございますけれども、やはりすばらしい先輩であったと、またすばらしい先輩でご健在の方々もそのように思いますし、今この議場の中にも私どもの大先輩もおいでですけれども、やはり存在感があって、発言の重み、行動の重み、さまざまなことは今も身にしみて感じておるところであります。

また、村中議員が議長時代発言ゼロというふうな先ほどお示しをなされましたけれども、発言ゼロといえども、議長としてのあの名伯楽ぶり、議会運営についての、この部分は市民の皆さん方よくご承知だと、このように思います。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 私が立派な名伯楽の議長だと言ってくれるのは、市長、あなた一人だけです。あとの方は、私を評価してくれません。だから、そうなのです。議長としての職務を果たしたというのであれば、だから「(議長)」と入れてほしいのです。これはいいとして。ですから、私は議長としての役目を果たしたか否かというのは、これは将来歴史が、大それた言い方をしますと、歴史が判断することでしょうから、それはそれに委ねるとして。

そうしましたら、発言をしなくても立派な議員

さんもおられたということであり、発言をしても立派な議員、両方おったということでありますから。そうしますと、私たちが東北市議会議長会、全国市議会議長会及び市からも、市は今ないですね、表彰は。私も6月定例会の初日、表彰状をいただきました。その表彰状には、「著しい功績」と書いてありました。議員の発言する、しない、これの成果判断材料と、表彰状によって、年数によって多大なる貢献とか著しい功績と、この両方を比較した場合に何が違うのでしょうか。では、著しい功績とは、私にとって何なのでしょう。多大なる貢献とは何なのでしょう、市長。表彰状をもらって私は、しばらくずっと議会事務局に置きましたが、うちへ帰ってよくよく見てみましたら、「著しい功績」とありましたけれども、発言を評価するのに一方では多大なる貢献、著しい貢献として表彰される。この中身というのは何かかわかったら教えていただきたい。どう思いますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） ちょっと突き放したような言い方になるかもわかりませんが、著しい功績で6月定例会の冒頭表彰をお受けになられたわけですが、全国市議会議長会のほうから表彰されたわけでございますけれども、その文面に、「著しい功績」ということで、「村中徹也殿」と書いてあったと思いますけれども、この部分においてはもらったご本人が一番わかるのではないかなと、このように思います。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） このまま例えば長く政治をやっているならば、また25年、30年ともらうわけですね。では、そのとき考えてみましょう。またわからなくなったら、あなたのところに、ご健在であられましようからお聞きしたいと思います。

ところで、市議の公約、要するに予算権がないのに私が公約をしてしまいました。私の公約の裏

側です、そちらは。ここを見ていただきたいのです。私は、4年ごとに選挙になりますから、こういうふうには11項目の公約を掲げたのです。この中に議会を通らなければ達成できないことがありますので、この一番下の注意事項に、「以上の実現には行政側が議会に上程し、なおかつ議員過半数の賛成者が必要です。予算権は行政側にあり、議員は予算の増額につながる議案は原則上程できません」。私は、自分で言うおきながら、防御線を張っているのです。次の選挙のときに、「村中徹也、おまえ、うそついたんじゃないか」と言われぬように、このように防御線を張っておくのです。今市長は壇上で、いいんだと、公約はしてもいいんじゃないか、そして多くの方々のご理解、ご賛同のもと、達成は可能ではないかと、こういうふうにおっしゃいました。多くの方々とは誰なのでしょう。そちら側の人間のことをおっしゃっておられるのか、もしかしてパブリックオピニオン、民意というものなのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 公約に予算が伴うことをというふうなことでの質問でございますけれども、私は実は内部的な、私の考え方なのですが、本日は26人の議員各位がこの議場の中においてでございます。26人の議員の方々が、選挙時にさまざまなリーフレットを内部資料としてあちこちから私頂戴をいたしまして、その部分において、これが可能であるかどうか、そういうふうなものは研究をいたしております。その部分において、私も本当にこれは視野が狭いものですから、それぞれの地域、そしてまた団体、そして考え方いっぱいあるわけでございます。そのの方々のご意見を、そしてその皆さんに、有権者の方々にお訴えをして、そして多くの方々の支持を受けてこの場所に議員としておられるわけでございますの

で、このさまざまなご意見を聞くというふうなこと、これまさしくパブリックオピニオン、この声なのだというふうな考え方で今行政を進めておりますし、またそれ以外にも私自身が先ほど壇上でお答えをいたしましたように、市長への手紙だとか、おでかけ市長室だとか、出前講座だとか、メールだとか、そういうふうなこともさまざまな形で、その窓口をいっぱい広げて政策として打っていくというふうなことでございますので、決して私は公約、予算措置をしなければいけない公約、このことを全く否定するものではございません。さまざまな議員の方々、また多くの方々、それをもとにして、それがまたすぐできるものもあります。また、それを加工していかなければいけないものもある。そういうふうな形で政策立案をし、それらについては今現在は政策推進会議というふうな形の中でもんでもらって、政策として提言をして、そしてまた議会に諮り、そこでは多くの市民の皆さん方から選ばれた皆さん方、その皆さん方に御議決を賜るような形で懸命に今相努めておるつもりでございますので、この部分でご理解いただきたいと、こう思います。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） それでは、一般質問等々で、またその他で提案をさせていただければ、達成可能な場合もあるということで承りました。

それから、選挙によって負託を受けた議員の発言は重い、そして今も発言がありましたがおでかけ市長室やいろんな団体の方と市長お会いになっておりますが、私むつ市議会議員が、私が発言したものと、おでかけ市長室、いろんなところで発言したものの発言の重さというのを、もちろん議会は、おでかけ市長室でも、行政連絡員でも、町内会長でも各種団体、あの方々がこの議会をつくっているわけですから、私はむつ市議会議員村中徹也の発言が、その方々と比べれば一番重要で

あるとありますが、プライオリティーはなかなか示せないと思いますが、議会の議員の発言とかは、市長は頭の中でどういう立ち位置に置いているのか、もしよろしかったらお願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 議員の発言は、議場の中であろうとも、また議場外であろうとも、私はすごく重いものと。それは、つまり議員各位の後ろには多くの有権者の方々がおりますし、またそれぞれ地域でも活動しておるわけでございますので、私は議員の発言は議場内はもとより議場外でも非常に重いものと、このように認識をいたしております。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） ありがとうございます。ぜひ今申し上げたことを証明するためには、また内外に発信してほしいのです。そうでないから、市長も認めております、議会不要論というのが、やゆされているのがあると。ですから、そういった議会の声を一番に考えているということ、メッセージを発信する機会、例えば議長と協議するなりして、どのようにしたらそのようになるのか。市長におかれては、時間がありませんから、外に発信する機会があっても、議会に発信する機会というのは年に4回しかないです。そのことがそういうことに結びついているのかなと、このように思います。

5年前の県内の議長会の研修会がありました。北川正恭さんという方が5年前に基調講演しましたが、私聞いていて思いました。三重県議、衆議院議員、三重県の知事やっておきながら地方議会の問題点、地方議会のあり方、地方議会はこうすれば活性化するのだととうとうと述べました。腹の中で、あなたが議員時代できなかったでしょうと私は何度も繰り返した。そうしたら彼が、北川正恭さんが最後に、「私ができないから」、私言

ったのではないですよ、あの人はわかっているのです。自分ができないことを地方議会に、改革に求めている。彼を参考にして、今回質問しました。

これで質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、村中徹也議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 零時10分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎菊池光弘議員

○議長（山本留義） 次は、菊池光弘議員の登壇を求めます。23番菊池光弘議員。

（23番 菊池光弘議員登壇）

○23番（菊池光弘） 公明党、公明・政友会の菊池光弘でございます。むつ市議会第213回定例会に当たり、質問できることに感謝しながら一般質問をさせていただきます。誠意ある前向きな答弁をお願いしたいと思います。

今回の一般質問は、1、防災・減災ニューディール政策と耐震対策、2、観光振興、3、健康及びスポーツ振興、以上の3点を質問いたします。

質問第1、防災・減災ニューディール政策と耐震対策についてであります。前回むつ市議会第212回定例会で私は、同じ防災・減災ニューディール政策について質問しました。この政策に対する市長の所見を尋ねたものでありますが、市長はどのように答弁しています。「公明党が去る4月25日に「首都直下地震から人の命と都市を守る」というタイトルで発表しました緊急提言の中心的な政策であると認識しております。この政策の対象地域は、首都圏にその近郊を加えた1都6県に

限定されたものであり、震度7を想定した首都直下地震からいかにして人の命と我が国の政治経済の中核である首都圏を守るかということを最重要課題としているようである」と答弁されました。市長は、6月定例会の際は、この政策を少々誤解されていたのではないのでしょうか。市長が言う1都6県に限定されたそういう小さな政策ではありません。従来の防災行政や公共事業のあり方を抜本的に見直し、国民の命を守る公共投資を最優先する新しい発想の法案なのであります。

この法案の特徴は、国が一方向的に社会資本の整備計画を策定するのではなく、全国の道路や橋、学校、医療施設などを対象に一斉に防災、減災総点検を実施する仕組みです。総点検を行った地域の実情を十分に踏まえ、老朽化した道路や橋などの再整備に優先順位をつける試みは今回が初めてであります。社会保障と税の一体改革が民主、自民、公明のいわゆる3党で合意が図られ、さきの国会で衆議院、参議院とも可決成立したことはご承知のとおりでございます。この防災・減災ニューディールを踏まえた景気雇用対策の検討が法律に明記されました。すなわち、同法案の附則第18条第22項に「税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する」と明文化されております。

この法案が、我が東北の復興をさらに前進させることは間違いありません。また、当むつ市にとっても効果のある政策であります。再度この政策に対して市長のご所見をお聞きしたいと思います。

次の質問は、この防災、減災対策の一環である橋梁長寿命化対策についてであります。過日の地

元紙に、青森県が「橋長持ち作戦」という報道がありました。それによると、高度成長期に建設された橋の老朽化が一斉に進む状況に備え、青森県は県橋梁長寿命化修繕計画、2012年から2021年度を策定した。定期点検を強化して劣化の抑制や損傷の未然防止を図り寿命を延ばすのがねらい、今後の50年間で777億円のコスト縮減を見込むとの内容であります。こうした県の取り組みが話題となり、今首都圏から視察、問い合わせがあると聞いております。防災、減災に対してはどの地域もそれだけ喫緊の課題を抱えている何よりの証拠ではないかと感ずるものであります。

そこで、当むつ市の橋梁対策についてであります。市が管理する橋梁の実態はどうなっているのでしょうか。今後の対策とあわせてご答弁いただきたいと思っております。

次に、学校の耐震化についてお尋ねいたします。先ごろ文部科学省は、全国の公立小・中学校耐震化率を発表いたしました。84.8%であります。ご承知のとおり文部科学省では、2015年度までに公立小・中学校の耐震化を完了させる方針であります。我が国の将来を担う人材を育成する学校施設こそ最優先の対策をとるべきと考えますが、当市の現状と対策についてお答えいただきたいと思っております。

質問の第2は、観光振興についてお伺いいたします。私は、常日ごろから活力のあるまちづくりを、そして下北のすばらしい環境を生かした観光スポット創出を訴えてまいりました。この地で生まれ育った私は、小さいときから外に出れば釜臥山が目に入り、学校に行くにもバスから見える釜臥山を自然に見て育ってきました。今も車を運転していて釜臥山が見えてくれば、何となく安心する、そういう気持ちになります。むつ、そして下北といえば釜臥山であります。この釜臥山をどう生かすか、釜臥山の振興こそ観光都市むつ市の将

来がかかっていると言っても過言ではないと思っております。

ところで、釜臥山といえば何といてもアゲハの夜景です。100万ドルの夜景とか、函館山の夜景とか、世界にはその名の知れた夜景がたくさんありますが、アゲハ夜景はむつ市の釜臥山しか見られません。また、函館山の夜景とアゲハ夜景とは全く表現が違います。1度見た方は、友達に言いたくなり、聞いた方は見に行きたくなるアゲハ夜景、そんな魅力があります。アゲハ夜景は、そのアピール次第で全国否全世界から注目を集める観光地になると私は考えます。市では、このアゲハ夜景をアピールし、観光客の開拓に努めてきたわけではありますが、もっと大々的なアピールが必要と思っております。これまでの観光行政の検証とともに、今後の観光対策についてご所見を伺います。

次に、朝市について質問いたします。朝市といえば、八戸館鼻岸壁朝市ですが、そのスケールに私はびっくりしていますが、この朝市を経営している社長に電話で話を聞くことができました。出店数は約350店から400店、来場者は1万人以上、駐車場は約500台分以上確保されているそうです。全国最大規模の朝市とも言われています。開催されるのが春3月から12月いっぱい、毎週日曜日夜明けから開催され、午前10時ごろまでに売り切れごめんだそうです。八戸といえば、海の幸、山の幸、もちろん郷土料理、B級グルメ、国際色豊かな米国料理、インド料理、中華、韓国、ピッツァやエスプレッソ等、その場でゆっくり食べられるスペースもあり、通称八戸朝市ごはんが観光客に大変喜ばれているものであります。そして、さらに小さな野菜の種から中古の掘り出し物や手づくり民芸品、土産品、中には中古自動車までバラエティーに富んだ八戸館鼻岸壁朝市でございます。むつ市の3倍を超える人口を抱えた八戸市であります。その集客力の違いは承知のうえで、私が最も

注目するのは市民が、そして観光客が行ける、集まれる場所の提供が確実になされているという点であります。

翻って当市を見たとき、果たしてそのような場所が市民に、観光客に提供されているのでしょうか。集客場所は、市内に数カ所存在いたしますが、残念ながら満足いく体制はなされていないと言わなければなりません。観光客が少ないから、それに似合った体制を、そのとおりであります。しかし、いつもこのような考えでは大きな壁を乗り越えることは困難であります。逆にこのような受け入れ態勢です、どうぞいらしてください、このような姿勢こそ今求められることではないでしょうか。

少し奇抜な案かもしれませんが、市民が、観光客が集い、語る、そして買い物する場所の提供として、広い環境、駐車場に恵まれているこの市役所の駐車場を提供してはどうでしょうか。月に1回でもいいです。例えば第2日曜日は市役所へ、市民が、観光客がその日を待ちわびる、そんなむつ市にできたらすばらしい、こんなことを考えています。誠意ある市長のご所見をお願いいたします。

次に、市が行う市民協働参画にむつ市民が行う朝市は該当するののか、あわせてお聞きいたします。

質問第3、健康及びスポーツ振興についてお伺いいたします。この夏世界中が感動したロンドンオリンピック、むつ市からも岸本鷹幸選手が出場しました。けがのため、残念ながら決勝まで進めませんでした。むつ市民にはたくさんの勇気と希望を与えてくださいました。次のオリンピックでは、大いに期待しています。また、レスリング女子で八戸市出身の伊調馨選手、小原日登美選手が金メダル、そして女子卓球では青森山田高校出身の福原愛選手が団体戦で銀メダルを獲得。オリンピックで感動していたら、今度は甲子園、全国

高校野球、八戸光星学院が3度連続準優勝という快挙を成し遂げました。この夏、日本はまさに異常気象で暑い日が続いています。スポーツで暑い日々なら何日続いても構わないと思っている次第であります。

さて、ロンドンオリンピックでのメダルラッシュの原動力として注目されているのが東京都北区にある豊富な練習場を備えた味の素ナショナルトレーニングセンター、略してNTCでございます。ここは、13競技の専用練習場を備えています。隣には、スポーツ科学、医学など最先端の研究から選手のトレーニングを支援する国立スポーツ科学センターがあり、世界レベルのスポーツ選手を育成する環境を整えているのであります。やはりスポーツ選手には環境が大事であります。そして、選手を育成する指導者が大事であることは異論のないところであります。多くの人々に夢と希望を与えるスポーツであるならば、いま一步スポーツ振興のための体制充実が必要と考えますが、いかがでございましょうか。指導者の育成により子供の才能、個性の発見が可能になります。これまでのスポーツ行政を検証のうえ、今後の対策についてご所見をお伺いいたします。

次に、全国に広がる介護支援ボランティア制度についてお伺いいたします。高齢期を迎えても可能な限り長く健康で過ごしたいと思うのは誰もが望むことでございます。その観点から、介護を受けたり寝たきりになることなく日常生活を支障なく暮らせる期間をあらゆる健康寿命という考え方が最近注目を集めています。6月定例会の一般質問で取り上げたとおりであります。そして、高齢期を健康で元気に過ごすための具体的な方法の一つとして高齢者が介護支援などのボランティア活動に参加することに今スポットが当たっています。ボランティアをすることで世の中の役に立っていると生きがいを感じ、それが心身の健康の増

進につながり、介護予防にも役立つとの指摘は多い。

こうした中、介護支援ボランティア制度を実施する市、区、町村が徐々にふえています。同制度は、高齢者が介護施設など要介護者の話し相手や片づけなどのボランティア活動を行うと、その活動に応じてポイントが交付され、それに対して交付金が管理機関、社会福祉協議会などから本人に支給される仕組みとなっております。ボランティアに参加する高齢者がふえることで介護予防が促進され、その分介護保険の給付費を抑制することにもつながります。

厚生労働省も、1、高齢者の介護予防、2、住宅相互による地域に根差した介護支援などの社会参加活動、3、にぎわいあふれる地域づくりの実現を同制度の狙いとしています。ポイントは、市、区、町村によって違うが、1時間100円のところが多い。年間の上限額は5,000円から1万円程度となっております。この制度は、もともと東京都稲城市が高齢者による介護ボランティア活動を介護保険で強化できないかとの提案したのを受け、政府が2007年に地域支援事業交付金を利用して制度を創設した経緯があります。この制度は、いわゆる一石二鳥の効果が望めるものであります。その実施には、さまざまな課題があることも承知しておりますが、市として導入への検討を開始すべく、市民の代表もメンバーとして参加できる研究会等の立ち上げを提案いたします。ご所見をお願いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 菊池光弘議員のご質問にお答えいたします。発言の順に従いましたの答弁とさせていただきます。

まず、防災・減災ニューディール政策と耐震対

策についてのご質問の第1点目、防災・減災ニューディール政策についてであります。さきの6月定例会で菊池光弘議員のご質問にお答えした防災・減災ニューディール政策に対する私の所見に誤解があるとのこと指摘がありますが、私は1都6県を被害想定区域として防災対策などを検討した公明党首都直下地震対策本部が去る4月25日に「首都直下型地震から人の命と都市を守る」というタイトルで発表しました緊急提言を踏まえお答えしたものであります。この提言では、想定される首都直下地震から、いかにして人の命と、我が国の政治経済の中核である首都圏を守るかということを最重要課題と捉え、関連する法案の制定などを主張するとともに、防災・減災ニューディール推進による具体的なインフラ整備で首都を再構築するハード面と、市民の自助、共助を行政が後押しするソフト面の対策について緊急提言するとありましたことから前回のお答えとなったものであります。

ただいま議員のお話の中にもありましたように、防災・減災ニューディール政策を具現化するために、去る8月28日に公明党が参議院に提出いたしました防災・減災体制再構築推進基本法案では、全国的に老朽化した社会資本を総点検し、地方自治体からの積み上げ方式により、10年間で100兆円を社会資本整備へ集中投資することとしていることなどから、防災減災体制の強化充実や経済の活性化が見込まれる政策であろうと認識しております。

この法案については、参議院に提出されましたが、政局により審議等の行方は不透明であります。仮に成立し、法案に規定されている24項目に及ぶ基本的施策が実施されることになれば、東日本大震災を初め豪雨による大規模な自然災害に見舞われた地域などの復旧復興が一層加速するとともに、本市においても喫緊の課題となっております。

す防災力の向上や雇用の促進に結びついていくものと期待するものであります。

次に、ご質問の第2点目、むつ市の橋梁長寿命化修繕計画についてお答えいたします。菊池光弘議員ご指摘のとおり、青森県では高度経済成長期に建設された橋梁の老朽化が一斉に進む状況に備え、平成20年に橋梁長寿命化修繕計画を策定しておりますが、本計画では定期的に点検することにより劣化の抑制や損傷の未然防止を図り、橋梁の寿命を延ばし、今後の維持管理費用について経費圧縮することを目的とした橋梁アセットマネジメントを構築し、全国に先駆けて導入しております。このことは、傷んでから直す、またはつくりかえるという対症療法的なものに対し、傷む前に直してできる限り長く使うという予防保全型で、将来にわたるライフサイクルコストを最小化するという維持管理の手法として大変有効なものと私どもも認識いたしております。

むつ市における取り組み状況といたしましては、社会資本整備総合交付金という国の補助制度を活用し、平成22年度から平成23年度にかけて市内全ての橋梁を点検し、その結果に基づき、今年度は修繕が必要とされる77カ所の橋についてむつ市橋梁長寿命化修繕計画を策定しているところであり、平成25年度からこの橋梁長寿命化修繕計画をもとに橋梁の修繕、かけかえを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

第3点目のご質問につきましては、担当部長及び教育委員会からの答弁とさせていただきます。

次に、観光振興についてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の第1点目、アゲハ夜景の魅力と観光アピール強化についてであります。釜臥山展望台は、平成3年12月に電源立地地域対策交付金を財源として建設し、平成4年5月から供用を開始しておりますが、平成10年に釜臥山恐

山線観光道路、通称かまふせパノラマラインが整備されたことにより、広く市民や観光客に親しまれ利用されております。その釜臥山展望台からの夜景がアゲハチョウに例えられ、広く知られるきっかけとなったのは夜景評論の第一人者である夜景評論家の丸々もお氏が主軸となり創設した日本夜景遺産事務局が取り組んでいる日本夜景遺産に認定されたことによります。これは、日本各地に埋もれている美しい夜景を再発見及び発掘し、一定の価値を付与することで日本内外の観光客にアピールし、さらには夜景の観光資源化を目指そうというものであります。第1回目として、平成16年に全国から101カ所認定された際、釜臥山展望台から望む夜景もアゲハチョウに例えられて紹介されたものです。このアゲハチョウの夜景は、議員ご発言のとおり、日本三大夜景の一つである函館山の夜景にまさるとも劣らないものと私も自負しており、むつ市を紹介する機会を与えられた際には、必ずアゲハチョウの夜景を紹介しておりますし、むつ市や下北観光協議会のホームページ「ぐるりんしもきた」で全国へ向けて発信しております。この「ぐるりんしもきた」は、青森県観光情報サイトなど、他の観光関連団体のホームページからもリンクされておりますので、PR効果は高いものと認識しております。

釜臥山展望台につきましては、建設から20年余り経過した施設であるため、今後改修等も見込まれることから、施設等の安全性を最優先するとともに、PR方法につきましても検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の第2点目、朝市についてお答えいたします。むつ市役所の駐車場を利用して休日に朝市を開催できないかのご質問であります。まず初めにむつ市における「市」の開催状況を幾つかご紹介いたしますと、1つ目が青森県漁業士会むつ支部会が主催しております「3の市」

があります。これは、一部六ヶ所村も含めたむつ下北の漁業士会が4月から12月まで毎月3のつく日、3日、13日、23日に来さまい館に隣接するこみせ広場において「3の市」を開催し、新鮮な魚介類及び漁村でしか消費されない低利用魚介類を販売し、地場産、水産物の消費拡大を目指し実施しているものです。

2つ目として、脇野沢地区で年5回、6月から10月までの毎月第2土曜日に開催されております「わきのさわ朝市」があります。商工会、漁協、婦人会、生活改善グループといった団体が脇野沢むらおこし会議を組織して、民間の生産者も一緒になって魚介類、野菜、花、イノシシ肉、農水産加工品などを販売しております。そのほか北彩漁業生産組合が5月から7月の日曜日に開催している朝市海峡サーモン鮮魚即売会や、来さまい通りで開催されているまさかりプラザ「野菜とりたて市」、むつ市・川内町・脇野沢村3漁協協議会が市役所に開設されているJA産直プラザと共催による即売会を4月から11月までの毎月第4金曜日に開催している「夕方市」などがあります。これらの「市」は、実施主体が漁業士会や漁協、各種団体などで、それぞれが特性を生かした「市」を開催しておりますが、当市が関与している「市」は今のところございません。

菊池光弘議員は、むつ市役所の駐車場を利用したの八戸館鼻岸壁朝市のような規模の大きな朝市を想定してのご質問とお受けいたしました。まず市役所駐車場は災害時の緊急避難場所として指定していないものの、災害時には多くの市民が避難してくることが予測されることや、ドクターヘリの離発着場でもあり、毎月開催するといった定期的な利用に関して申しますと、難しいと言わざるを得ません。また、仮に目的外使用を許可して朝市を開催するとした場合は、トイレの開放、水道設備の利用や庁舎の管理、さらには食品衛生管

理における事故の対応責任など、諸問題も想定されますことから難しいと思われま

す。次に、市民協働参画にむつ市民が行う朝市は該当するのかとお尋ねですが、市民協働参画といった部分においても、朝市は八戸館鼻岸壁朝市のようにNPO法人や関係団体等が取り組むべきものであるとの認識をいたしておりますが、市としての支援策等があれば検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、スポーツ指導員育成についてのご質問にお答えいたします。今夏のロンドンオリンピックに出場した本市の岸本選手は、大湊高校在学中に指導者のアドバイスが転機となり、現在の種目へ変更したと伺っておりますが、当然本人の努力も並大抵のものではなかったでしょうし、陸上競技との出会いから今日に至るまでの間、アスリートとしての成長過程に合致した適切なコーチングとそれを行う優秀な指導者に恵まれたことがオリンピック出場につながったものと思っております。このように適性を見抜く目を持った、また個々人のさまざまな可能性を摘むことのないよう見定める能力とともに、コーチングに秀でたスポーツ指導者の重要性を感じているところでございます。

また、トップアスリートだけではなく、小学生から高齢者まで生涯スポーツを楽しむうえでも各種競技種目の紹介や実技指導を行う指導者の育成が必要と考えております。

市では、市民スポーツの推進を図るため、各種のスポーツ団体よりスポーツ推進委員を推薦していただき、35名の方々に委嘱しております。スポーツ推進委員につきましては、昨年度制定されましたスポーツ基本法に基づき、これまで体育指導委員という名称でありましたが、今年度より変更になったものであり、スポーツにおける実技指導や助言をする等のこれまでの役割に加え、スポー

ツ推進のための事業実施に係る連絡調整役といった新たな役割も追加されたところでございます。

当市のスポーツ推進委員につきましては、協議会を設け、研修などを通じて資質向上を図り、市におけるスポーツ振興普及を目的に活動しており、県や下北管内における研修会への参加による知識、技術の習得に努めておりますほか、市主催事業やむつ下北地区におけるスポーツフェスティバルへの参加や運営の協力をいただき、地域スポーツの推進に努めていただいているところでございます。

今後におきましても、市のスポーツ推進のため、事業の企画段階から参画していただき、ご意見を伺うとともに、さらなる市のスポーツ推進を担っていただきたいと考えているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、健康及びスポーツ振興についてのご質問の要旨の介護支援ボランティア制度については、担当部長より答弁をいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 防災・減災ニューディール政策の耐震対策についての3点目、むつ市の小・中学校及び公共施設についてでございますが、私のほうからは教育委員会が所管しております施設以外の公共施設の耐震化率につきましてお答えいたします。

数字につきましては、毎年総務省消防庁で実施しております防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査によるものでございますが、この調査の対象となります施設は、非木造2階建て以上または非木造の200平方メートルを超える施設となります。この調査における平成24年3月31日現在の市内の公共施設の耐震化率につきましては、社会福祉施設75%、市の庁舎75%、体育館66.7%、診療施設63.6%、公営住宅等が54%となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 防災・減災ニューディール政策と耐震対策についてのご質問で市内の小・中学校及び教育委員会が所管する公共施設についてお答えいたします。

まず、学校施設の状況についてであります。市内の小・中学校22校のうち、昭和56年以前の耐震基準により建設され耐震化を必要とする学校施設8校につきましては、改築計画のある脇野沢小学校を除き平成20年度から平成22年度にかけて7校の耐震化工事が完了しております。耐震化を終わっていない脇野沢小学校におきましては、改築等に向けた計画を進めていくこととしているものの、保護者及び地域の方々からご意見をいただきながら、子供たちにとってよりよい教育環境のあり方について検討してまいりたいと考えております。

このほか耐震診断の対象施設ではございませんが、木造で老朽化が著しい状況にある関根中学校については、安全かつ快適な学習環境の整備に向けて改築計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、小・中学校以外の耐震改修促進法に該当する施設の状況についてであります。対象となる施設は中央公民館、川内公民館、脇野沢公民館の3施設であり、中央公民館は平成4年の建設、脇野沢公民館は平成17年に建設した地域交流センターを活用しており、ともに新たな耐震基準を満たす施設となっております。

また、川内公民館は昭和49年に建設した施設ですが、平成12年に大規模改修を行っており、その際に耐震化を終えておりますことから、改築計画のあるものを除き、耐震化の必要な施設については全て改修が終了しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 菊池光弘議員のご質問の第3点目、健康及びスポーツ振興についてのうち介護支援ボランティア制度について市長答弁に補足いたします。

議員ご提案の介護支援ボランティア制度につきましては、市でも認識いたしているところであり、導入については一度検討を行った経緯がございます。その中でこの制度の財源が地域支援事業であることから、介護保険特別会計からの支出を伴う、言い換えれば第1号被保険者の保険料負担へ反映されることや、ボランティアをポイントで評価し、換金することへの抵抗感、ボランティア活動保険加入にかかわる負担が発生すること、総合的な感染症による影響、さらには個人情報やプライバシーの保護といったさまざまな懸念材料、問題点等もあることから、現時点での導入は考えておりません。

また、介護支援ボランティアという意味合いでは既に類似のボランティア組織が活動を開始しており、平成21年度から2年間、国の補助金を活用して生活介護支援サポーター養成事業として、研修に参加した方々がボランティア登録し、市がフォローアップしながら自主活動を続け、平成23年度末に自主組織も立ち上げております。現在は、40名余りの方々がそのまま会員となってボランティア活動をスタートさせておりますが、本年度につきましても、県の補助金を原資として高齢者の居場所づくりや市内の集会所での介護予防活動等を企画し、各地域で事業を展開しているところがあります。したがって、市といたしましては、今後も地域への定着を目指すボランティア組織への情報提供、助言等の支援を継続するとともに、介護予防に重点を置いた各種施策及び高齢者事業を充実させてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 最初に、橋梁長寿命化修繕計画についてでありますけれども、この橋というのは大体50年ぐらいが寿命という、50年から70年。今点検をし直しているという部分で、本当にいいことなのですけれども、20年、30年後を見たときに、まだまだこれからどんどん老朽化していくと思いますので、もっともって本腰を入れて取り組む問題だと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいなと思います。

次に、観光対策、釜臥山についてでありますけれども、市長は釜臥山の展望台に何回くらい行っていますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 夜のアゲハチョウを見るには3回、テレビの収録もひっくるめまして4回くらい行っております。それ以外には、お昼には観光道路ができて間もなくのころから、もう10回以上、お昼は登って、観光展望台のほうからむつ市内、遠くは尻屋、津軽海峡を望んでおります。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 私も何回か行って、最近、この間3日ぐらい前に登ってきました。すごく真つ暗なのです、道路が、夜行けば。カーブ、急カーブも何カ所もあるし、本当に電気も欲しいなど。上に登って施設の老朽化というか、寂しさでがっくりきているのですけれども、この施設を今直していくという計画は、さっきあると言っていましたけれども、この間修学旅行生もむつ市に来たと聞いていますけれども、修学旅行、また観光客が上に登って楽しめる施設、そういうまた何か、あそこに自動販売機がずらっと並んでいるだけで、人っ子一人いない。本当に行って寂しいからなかなか行かない部分だと思うのです。その施設を本当に立派なものにしていく考えはあるのかお聞きいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 釜臥山展望台、たしか昨年でしたか、外壁塗装をしたとかというふうな形で、さまざまな部分での修繕なんかはしておりますけれども、傷んできておるのは確かでございます。この部分は、将来的には、これはいつでしたか、できたのは、平成3年に建設して、平成4年から供用開始しておりますので、やはり老朽化はこれは少しずつ進んでいるものというふうなことでございますので、しっかりとこの状況を見ながら、計画的に修繕するところは修繕していかなければいけないものと、このように認識をしております。

ただ、寂しくてというふうなことなのですけれども、オープンしている間は管理人が下のほうの事務所にたしかおるはずでございます。また、入り口のほうで恐山街道からかまふせパノラマラインに入るところには管理人がおりまして、車の台数だとか確認して、そういうふうな形で登っていく人たちの安全の確保、またおりてくる、そういうふうなところの確認、こういうふうなところはなされておるところでございます。

また、多くの人たちに行ってほしいというふうな、これは当然私もさまざまな場面でPRをさせていただいておりますけれども、函館山とちょっと違いまして、函館山は三百数十メートル、こちらのほうは約800メートルくらい、その意味では非常に天候に左右される場所でございますので、私も30人くらいで一度夜行ってこようというふうなことで企画をいたしまして、集めまして、ところが昼の段階ではちょっと晴れていたのですけれども、いいなと思っていたのですけれども、夜になったら、もうどしゃ降りになりまして、雲がかかって、もうそのときにはホテルの壁にアゲハチョウの写真を張って、一応行ったことにしたわけでございますけれども、そういうふうなリスクをしょっているというふうなところ、そこがやはり

あるわけでございます。この部分においては、やっぱり800メートル超えておりますので、非常に安定性に欠けるもの、これはもう自然の状況でございますので、やむを得ないと思っておりますけれども、PRはこれからも相續けていきたいし、さまざまな下北を紹介する番組、これは夜のアゲハチョウということで、なるべくこれを入れていただくような形でPRに相努めているということでご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 大変ありがとうございます。

ただ、今度は施設まで行く間の道路を、恐山は、あと何キロとはあります。標識で、展望台はあと何キロというところがないのです。それで、道路を走っていて、本当にこの道路、行くのかなというふうな不安になるところもあるのです。やはり看板を立てて、あと何キロだ、あと何キロで左だとか、そういうのがもっと市内に、「恐山」のほかに、下でもいいから「釜臥山展望台」というのをに入れてほしい、そう思います、自分は。

自分が今考えていたのですけれども、北の防人計画が今進んでいますけれども、北の防人で観光客を呼ぼうと今していると私は認識していますのですけれども、これに合わせて、やはりお客様が1泊して帰れる、夜景を見て1泊できるような、そういう観光にしていけばいいのではないかと私は思うのですけれども。むつ市の観光の弱いところは、むつ市に来て食べるのを食べたらず帰るべや帰ってしまおうお客のほうが多いのです。やはり1泊させて何ぼなのです。私たち商売やっている人は、本当にむつ市が少子高齢化になって、お客が来るのを楽しみにしているのですから、むつ市もやはりそういう1泊して楽しめるような、そういうふうなものをつくっていかないと、ただ曇っていたからとか、曇っていたって見たい人は行くと思うのです。行って、ああ、次の日、じゃも

う一泊しようかという考えの人も出てくると思います。そこを何とかできないものでしょうか、市長。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 夜のアゲハチョウは、澄み切った夜空のもと、展望台からまず見ていただくのが第一義的な、そこでごらんになっていただいて、その存在感というのが出てくると思いますので、曇ったり雨が降ったりしたときに行ってがっかりしてというふうなこと、これはちょっと観光客に申しわけないなと思います。この部分では、下のほうにポスターなり張ってごらんになっていただくとか、それからそれに画像を使って天気の良いときに、こういうふうな景色だよということでPRをして、もう一回また来てもらおうと、こういうふうな取り組み方は必要だと、このように思いますし、先ほどお話しのように、展望台までの交通の案内掲示板と申しますか、そういうふうなところは意を酌んで検討させていただきたいと、このように思います。

また、PRのほうでは、実は10月になろうかと思うのですが、東京都の西部一部と横浜市なのですけれども、大体8万部くらい夜のアゲハチョウが一番でかいスペースをとって新聞紙大の折り込み広告、これを開始いたします。これは、元気むつ市応援隊の一員の方がこの新聞店を経営しておりまして、破格の値段でそれをPRして、食と、そして夜のアゲハチョウ、これをPRしていただくような形で、一面に夜のアゲハチョウ。昼間だと、なかなかアゲハチョウのイメージが出てきませんので、夜景の部分のアゲハチョウ、これのPRに相努めていきたいと、このように思っております。これもまた、横浜市に在住のむつ市出身者の方のご厚意によるものと、このように捉えていただきたいと思います。

北の防人の計画がございましたけれども、この

部分においてもやはり交流人口をふやして、北の防人でこれからさまざま、仮称でありますけれども観光交流センター、そういうふうなところにも夜のアゲハチョウ、これを画像として展示をしていざなうような方向でPRを進めていきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） ありがとうございます。

次の質問にいきたいのですが、朝市について、市長は今できないと、この市役所の駐車場を貸すことはできないというふうに言われましたけれども、むつ市でも朝市、また夕方やっている、そういうふうな今聞きましたけれども、やはり八戸のいいところというのは、漁業者が1団体でやっているのではなく、漁業者も農業者もいろんな団体が集まって350店から400店の出店が可能になっているのです。むつ市で今開催されています1団体、漁協とかそういうところでは、むつ市民、行った人が魚好きな人、野菜が好きな人、そうしたら分かれてしまう、そういうふうな感じに私は思うのですが、やはりいろんな団体が協力して月に1回できる場所といえば、やはり駐車場がたくさんあるこの市役所の駐車場がベストかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） スペース的には市役所の駐車場、これは非常に大きくていいわけですが、やはりこの部分においては、先ほど壇上でもお答えいたしましたように、とにかくドクターヘリの離発着場、これがまず一番最優先されております。この部分で、先般もあれはむつ下北地区消防操法大会の予選会だったのでしょうか、そこにちょうどドクターヘリが着陸するというふうな報告が来ましたが、応援の人たち、車両等がやはり非常に阻害の理由になりまして、場所を移転するというふうな、急遽そういうふうな

形。そうしますと、その適地というふうなもの、冬場ですと除雪、排雪されていない、そういうふうなこともありますので、やはりこの部分においてはむつ市役所のこの駐車場、広い駐車場がドクターヘリの離発着場であるというふうなこと。そして、壇上でもお答えしましたように、一旦災害が発生した際の避難場所、そういうふうなこともありますし、また今来さまい館の前のほうで行われております「3の市」、あれも一度頓挫しかけたところがございます。これは、やはり衛生管理上、冷蔵施設、そしてまず地面に直接そういうふうな生鮮食品を置くなというふうなことで今の形になったわけでございます。そういうふうなこと、食品衛生上の問題、これもありまして、それをクリアするにはなかなか大変な状態であるということで、現在の駐車場を、その朝市に使うという事はなかなか難しいものがあると思いますので、その点をご理解をいただきたいと思います。今産直プラザでやっております「夕方市」だとか、非常に多くの方々が来ております。また、駐車場はかなり制限しますけれども、産業まつりだとか、そういうふうな形での制限はありますけれども、その回廊の部分だとか、ああいうふうなところを使った形のイベントは継続はしていきたいと、このように思っております。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） ありがとうございます。

本当にむつ市の高齢社会、また景気悪い、この状態を打破していかないと、本当にそこから考えていくには、こういう観光客を呼ぶ観光問題のほうからいったほうが、充実させていったほうがいいのではないかと私は思っていました。時間も少ないので、あれですけれども。

要望といたしまして、私は小さいときから釜臥山の展望台にモノレールでも欲しいなと思っております。これは、私だけの考えかもしれませんが

ども、いずれは10年後、20年後、今笑っているかもしれないけれども、これができればむつ市は改善していきますよ。それを要望いたしまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（山本留義） これで、菊池光弘議員の質問を終わります。

午後2時25分まで暫時休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎鎌田ちよ子議員

○議長（山本留義） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。22番鎌田ちよ子議員。

（22番 鎌田ちよ子議員登壇）

○22番（鎌田ちよ子） 公明党、公明・政友会の鎌田ちよ子です。残暑厳しい中、議場に足を運んでいただきました野辺地町議会並びに連合婦人会の皆様初めエフエムラジオで議会議中継をお聞きの皆様、市民の生活第一との立場でむつ市議会第213回定例会に当たり一般質問をいたします。

14日、姉妹都市である会津高校の生徒さん270人が初めて本市に修学旅行で来られ、同校の剣舞委員会のメンバーが斗南藩土墓前にて白虎隊剣舞を奉納されたとの報道がありました。NHKの大河ドラマ、現在むつ市出身の松山ケンイチ主演「平清盛」いよいよ佳境に入りました。2013年大河ドラマは、会津藩の砲術指南役、山本権八の子として生まれ、戊辰戦争時には断髪、男装し、鶴ヶ城で最新銃のスペンサー銃を手を奮戦したことから、幕末のジャンヌダルクと呼ばれ、後に同志社大学創立者となる新島襄の奥さんとなる八重の生

涯を描いた「八重の桜」がこのたびの次の大河ドラマとなっています。会津藩士の掟子弟教育7カ条には「ならぬことはならぬもの」、会津の人材育成の指針は脈々と受け継がれ、歴史に名をなす多くの方を輩出されております。本市にも斗南藩ゆかりの方々の遺志とともにあり、学ぶべき点が多いと考えます。

今定例会は、教育行政など4項目にわたり質問させていただきます。市長並びに理事者の皆様におかれましては、誠意あるご答弁よろしくお願いいたします。

1、子育て支援について。むつ市子育てプラン21後期計画についてお伺いいたします。次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ育成される環境整備を迅速かつ重点的に推進するために平成17年4月に施行された10年間の時限立法です。本市におきましても、前期計画、平成17年から平成21年、そして平成22年から平成26年度は後期計画としてむつ市子育てプラン21が進められております。その中の第6節、子育てを支援する生活環境の整備、4、安心して外出できる環境の整備につきましては、「子どもや妊産婦、子ども連れの親等すべての人が安心して外出できるよう、道路や公園、公共交通機関、公的建築物における段差の解消等のバリアフリー化に努めます。また、公共施設や民間施設を問わず、不特定多数の人が利用する施設においては、トイレ内のベビーシートや授乳コーナーなどの設置に取り組みます。あわせて、各種のバリアフリー施設の整備状況等子育て世帯への情報の提供を推進します。」とあります。第6節の4の現状についてお伺いいたします。

現在後期計画5年のうちの3年目まで経過いたしました。進捗状況、達成率をどのように分析、評価して現在進められているのかお知らせください。

次に、子育て中の多くのお母さんたちの声は、赤ちゃんを連れて外出した場合に大変なのは、おむつがえ授乳などができる場所を見つけることですと話します。乳幼児を抱える保護者の皆さんの子育てを支援する取り組みの一環として、外出中に授乳やおむつがえなど気軽に利用できる通称赤ちゃんの駅についてであります。粉ミルクを溶くお湯を提供するところもあり、既存の施設を有効利用することで予算をかけずに地域ぐるみで子育て世代を応援していく取り組みとして注目されており、全国的に乳幼児連れの親子が気軽に立ち寄れる赤ちゃんの駅を設置する自治体がふえてきました。

こども未来財団が実施した子育て中の母親外出実態調査では、いろいろなところに積極的に外出したい、不安なく行ける場所であれば外出したい97%と、外出意欲が高いのに行動範囲が狭められている実態が浮き彫りとなりました。そして、子育て中であっても、外に出て学習したり活躍の場を広げたり、専門的な知識や資格を生かしたいと願っていても、外出時の支障で引きこもる原因になっています。公共施設を初め商業施設や民間施設の皆様にも応援していただき、子育て中の若い方々を地域で支える環境整備となる赤ちゃんの駅事業につきまして、ご所見をお伺いいたします。

質問の2は、保健福祉行政、1、予防接種事業についてお伺いいたします。お母さんから赤ちゃんにプレゼントした病気に対する抵抗力、免疫は、百日ぜきや水痘、水ぼうそうでは生後3カ月までに、麻疹、はしかやおたふく風邪では生後12カ月にはほとんどが自然に失われていきます。そのため、この時期を過ぎますと、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要が出てきます。その助けとなるのが予防接種です。予防接種事業取り組みの現状と課題についてお示しください。

次に、ポリオ不活化ワクチンについてお伺い

たします。ようやくポリオ、小児麻痺の予防接種が安全性の高い不活化ワクチンに一斉に切りかわり、ポリオ感染の可能性があった生ワクチンからの切りかえに保護者の皆様は、これで安心と期待されています。生ワクチンは、毒性を弱めた生きたまのウイルスが用いられているため、ごくまれに手足などに麻痺が出る場合があります。100万人に1.4人程度の割合です。2001年から10年間で15件発症しています。不活化ワクチンは、ウイルスを無毒化し、感染力をなくしているため、接種しても発症する可能性はありません。単独の不活化ワクチンに切りかえ、予防接種法に基づく安定接種として行い、費用は公費負担です。日本では、1961年にポリオが大流行し、6,000人に上る人が感染し、当時生ワクチンを緊急輸入して、全国で一斉に接種した結果、感染が激減しました。2000年にはポリオの根絶が宣言されて以降、生ワクチン接種による症例以外発症していません。しかし、海外のパキスタンやアフガニスタン、ナイジェリアなどでは今でもポリオが流行し、また一旦根絶された中国やタジキスタンでも流行が起きています。渡航者などを通して感染はどの国にも広がる可能性があるのです。ポリオ予防ワクチンで国内への流行を未然に防ぐことが重要です。

不活化ワクチンの導入は、2002年に我が党の当時の坂口厚生労働大臣が、生ワクチンからの切りかえの意向を初めて示して以来、輸入した不活化ワクチンは未承認のため、健康被害が生じた場合国の補償がなく、接種費用も2万円程度自己負担しなければなりません。このような事態を受け、我が党は国会において8回にわたり感染力のない、より安全な不活化ワクチン早期導入をすべきであると訴え、一貫して推進してまいりました。予防接種事業ポリオ不活化ワクチン接種についてお伺いいたします。

次に、歯科口腔内健診についてお伺いいたしま

す。平成23年8月10日、歯科口腔保健の推進に関する法律が制定されました。法律の主な内容は、国と自治体は、国民が定期的に歯科検診を受けることを勧奨すること、国と自治体は障害者や介護を必要とする高齢者等が定期的に歯科検診治療を受けられる施策を講ずること、国と自治体は口腔の健康に関する実態調査や口腔状態が全身の健康に及ぼす影響の研究、歯科疾患の予防と医療に関する研究を推進することとあります。この法律は、国民、国、自治体を挙げて歯科の健康に取り組むこととしております。本市の歯科医療と歯科口腔内健診の現状について、学校健診の現状について、妊婦さんに対する健診の現状についてお知らせください。

質問の3は、市民に優しいまちづくりについて、カラーユニバーサルデザインの導入についてお伺いいたします。現代社会において、色はますます重要な情報伝達手段となっています。私たちが何気なく見ている色彩ですが、人間の色の感じ方は同じではありません。赤色、緑色などが、見る機能が先天的に全く機能しないか、十分に機能していないため色の見分け方が異なる人のことを色弱者と言います。

ここで一言申し添えておきます。以前は、このような方々を色盲と言われていましたが、差別的あるいは誤解を与えるとの考えから、医学上は色覚異常、色覚障害と言われることが多いようです。私は、障害ではなく個性との考え方の色の弱者、色弱者を使用させていただきます。

このような色弱者の数は、日本人男性の場合は約5%、女性の場合は約0.2%、約300万人以上いると言われております。つまり男性の20人に1人は色弱者です。これは、A B型の血液型の比率にも匹敵し、異常ではなく多様性と言えるのではないのでしょうか。

現在学校では、学校生活に支障がないので、入

学時から毎年行っていた色覚検査も1度行うのみです。また、以前は取ることができないと誤解されていた運転免許も取ることができるなど、一般の方と何ら変わりありません。また、色弱者の方の中には、視力は一般の方と変わらず細かいものまで十分に見えますが、一部の色の組み合わせなどにより見え方が異なり、そこに緑内障や白内障などの老化に伴う目の疾病が重なったりするとますます視力の低下が起こり、色の判別が困難になる方が多いとの報告があります。カラーユニバーサルデザインに配慮することにより、色を上手に使い分け、全ての人に美しく感じられるカラフルなデザインをつくり出すことにより、情報をきちんと伝えることが可能となると同時に、色弱者に配慮したデザインにより、まちにあふれている一貫性のない色彩を一から見直し、情報の受け手が感ずる印象や心理を考慮したデザインにすることで、整備された見やすいデザインとなり、色弱者だけではなく、全ての人にとって価値あるものになると思われます。

そのようなことから、市民の生活にとっても必要不可欠な情報を一番多く発信しているのは行政であり、行政の役割は大変大きいと思われます。市民に見やすくわかりやすくした情報が市民に不便を感じさせてしまう危険性もあるのです。市民に優しいまちづくりは、暮らしやすいまちになります。カラーユニバーサルデザインの案内板掲示物、書類等への導入について、広報、ホームページなどへの導入についてご所見をお伺いいたします。

質問の4は、教育行政、1、就学前教育の充実についてお伺いいたします。最近小学校生活に適応できない小1プロブレムという事案が問題になっています。小1プロブレムとは、小学校に入学した1年生が落ちついて先生の話聞けず、友達と騒ぎ、教室を歩き回るなど、授業が成立しない

ことです。伸び伸びした保育園や幼稚園から決まり事の多い小学校へと学習環境が急激に変化し、児童が戸惑うことが原因とされています。少子社会が子供たちに地域での群れや遊び、そして兄弟、友達とのけんかなど、体験不足により人間関係を学ぶ場を決定的に不足させています。さらに、地域の教育力低下、母子カプセル状態による未熟な子育て、そして甘やかし過ぎ、放任し過ぎ、親のしつけが行き届いていないなど、背景につきましてはいろいろとされています。この問題について、遊びを中心とした総合的な幼稚園や保育園の学びから、教科を中心とした小学校の学びへ滑らかに接続するカリキュラムや、入学時における子供や保護者の心理的な負担を少なくするための取り組みが必要であると思われます。また、小学校と保育園、幼稚園との相互理解や園児と児童との交流、職員同士の交流も大切であると言われます。しかし、全国の国公私立幼稚園を対象に行った調査では、幼稚園から小学校への指導要録の送付や幼小教員の交流など、幼稚園と小学校の接続に課題があることがわかりました。また、幼稚園全体の約6割を占める私立幼稚園は、国公立に比べ小学校との交流が少ないことも指摘をされています。幼小接続の段差をなくし、相互の教育の理解が重要と考えます。現状と課題について、小1プロブレムの対応方についてご見解をお伺いいたします。

次に、全国学力テストについてお伺いいたします。文部科学省は8月8日、小学6年生と中学3年生を対象に、4月、抽出方式で行った2012年度全国学力・学習状況調査、国語、算数・数学、理科の3教科の結果を公表いたしました。本県で抽出対象となったのは、小学校86校の3,200人、中学校80校の5,840人、理科は本年度初めて実施されました。本市における全国学力テストの現状、学力、学習力についてお伺いいたします。

文部科学省は、1965年から廃止した全国学力・学習状況調査を2007年より再開し、2007年から2009年は小学6年生と中学3年生全員を対象として実施されましたが、その後事業仕分けにより財源の縮小、抽出方式にかわり全国小・中学校のおおむね3割ほどの実施となっています。子供の教育には、ある程度の競争力は必要と考えます。教育委員会、学校、そしてご家庭で問題意識を明確にすること、また全国学力テスト結果を考察し、子供さんの学力向上、学習力向上につきまして、本市の学力テストの実態と考え方について、今回実施された学力テストの結果と今後の対策についてご所見をお伺いいたします。

次に、学校給食についてお伺いいたします。学校給食の役割がますます大きくなる中、本市では施設の老朽化や給食費の未納問題など、課題を抱えながら頑張ってきたと認識をしております。特に未納問題は全国的に発生し、各自治体でさまざまな対策を余儀なくされております。給食費の総額と収納、徴収の現状についてお伺いいたします。

以上、4項目について質問いたします。市長並びに理事者の皆様には、具体的で前向きなご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まずご質問の第1点目、子育て支援についてであります。ご質問の要旨は、むつ市子育てプラン21後期計画についてであります。この後期計画については、議員ご承知のとおり、少子化が進む今日、住民が安心して子供を産み育て、あすのむつ市をつくる子供たちがすくすくと育つための次世代育成支援として、平成22年度から平成26年度

までを後期計画として作成したものであります。お尋ねの趣旨は、安心して外出できる環境整備、ひいては公共施設や民間施設を問わず不特定多数の人が利用する施設におけるトイレ内のベビーシートや授乳コーナー等の設置についての取り組み状況についてであります。

むつ市に所在する公共施設や一部の商業施設においては、トイレ内にベビーシートがあったとしても授乳コーナーが設置されていないなど、まだ未整備というのが現状であります。しかしながら、全国的には赤ちゃんの駅の設置箇所がふえており、東北地方では秋田県、岩手県、宮城県で既に一定の設置がなされております。また、青森県では親子に優しい街マップを作成し、パソコンや携帯電話でおむつ交換スペースや粉ミルク用のお湯の提供を行っている県内全域の施設を紹介しております。いずれにいたしましても、次世代育成支援のための（仮称）赤ちゃんの駅の設置については、賛同するところではありますが、公共施設であれ、商業施設であれ、設置に当たっては最低限のスペース確保と小規模改修が伴うなど、若干の課題もあろうかと推察されますことから、それらも含めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

保健福祉行政についてのご質問の要旨の第1点目、予防接種事業については、担当から答弁をいたします。

ご質問の要旨の第2点目、歯科口腔内健診事業についてお答えいたします。まず、歯科医療についてであります。歯科矯正等につきましては、不正咬合など一部健康保険が適用になる場合があります。美容的な要素が多いことから、その大半が自由診療で、保険適用外となっております。このため、市においてその実態を把握することは非常に難しく、医療費等のサポートについては施策として現実的ではないと思われま

次に、当市での歯科健診の現状についてであります。母子保健法では1歳6カ月と3歳児の歯科健診が義務づけられているほか、当市においては2歳児健診においても集団歯科健診とブラッシング指導を実施しており、乳児においては離乳食教室で歯科衛生士による講話と歯科衛生士によるブラッシング指導を実施しております。このことから、乳幼児期の虫歯有病率については、徐々に減少の兆しが見られます。

また、妊婦さんに対する健診として、妊婦さんとその家族を対象としたハローベビー教室の際に、歯科健診と歯科衛生士による保健指導を実施しております。さらに、青年期から高齢期の市民を対象に自発的な歯科健診の受診や口腔管理ができるよう保健指導や歯周疾患検診を行い、市民一人一人に口腔疾患の予防ができるよう予防活動として積極的に取り組んでおります。

今後も乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおける歯科保健事業については、引き続き歯科医師会を初めとする関係機関と連携を図りながら推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市民に優しいまちづくりについてお答えいたします。まず、お尋ねのカラーユニバーサルデザイン導入について、議員がご提言されましたとおり、色の見え方が一般と異なるいわば先天的な色覚異常、白内障、緑内障などの人にも情報がきちんと伝わるよう、色使いに配慮したデザインであるということについての認識はしておりますが、都市部に比較すれば、まだ進展途上であることが当市の現状であろうかと考えております。しかしながら、町なかの看板、あるいは交通機材等を新たにデザイン化することは、色弱者、障害者、高齢者等を含めた市民全体の視点で考えると、これまでに見なれた景観が変わるということでもあり、混乱する可能性も想定しておかなければ

なりません。さまざまな観点から、住みよい空間ということになれば、相応の調査検証等が必要であると考えます。

市民に優しいまちづくりについては、地域づくりの理想とするところではありますが、現段階においては、ドラスチックに変えていくスタンスではなく、地域の実情に合わせた取り組みということから、カラーユニバーサルデザインの導入への必要性、色弱者以外の方への配慮等さまざまな要因を見定めつつ、施策を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、市役所庁舎の案内表示につきましては、本庁舎移転の際に見やすさ、わかりやすさを確保するため、案内板には大きい文字や数字を用いて担当部署へのわかりやすい案内表示にしておりますし、背景色をつけて、強調している場合においては色弱者でも視認できるよう、文字は太字の黒色を用いているところであります。

また、市政だよりやむつ市ホームページにおきましては、これまで可能な限り大きい文字を用いたり、図や写真等を織りまぜて掲載し、見やすく、わかりやすいレイアウトによる紙面づくりに努めているところであります。

議員ご提言の部分につきましては、今後さまざまな方のご意見をお聞きしながら十分配慮し、さらなる工夫をいたしてまいり所存でありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、教育行政については、教育委員会より答弁いたします。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、保健福祉行政についてのご質問のうち、小・中学校における学校歯科健診についてお答えいたします。市内の小学校及び中学校では、それ

ぞれ教育委員会が委嘱した学校医、学校歯科医、学校薬剤師によって、全児童・生徒を対象とした内科健診や歯科健診等を実施しており、その結果を家庭に通知することにより、異常所見や治療を要する場合には専門医に受診するよう指導しております。この中で鎌田議員ご質問の歯科健診に関しましても、毎年1学期に学校歯科医による健診を実施しておりまして、その結果を家庭に通知し、虫歯やかみ合わせの異常等がある場合には、歯科医への受診を促しており、夏季休業を利用するなどして治療を受けたり、治療方針を相談し、学校に受診連絡票を提出するという流れでフォローをしております。

歯の生えかわる小学校低学年の児童に対しましては、養護教諭が特に注意を払っているところがあります。

また、各学校においては、学校保健だより等を通じ、歯の健康教育を行い、歯科保健の充実に努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育行政についての第1点目、就学前教育の充実についてのご質問にお答えします。まず、むつ市の小学校における小1プロブレムにかかわる現状と課題についてお答えします。議員もご存じのように、小1プロブレムとは、小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、教師の話を聞かないなど、いつまでも小学校生活になじめない状態が継続する様子を指します。これまで本市においてもこれに近い状況が見られた小学校がございましたが、スクールサポーターを支援に当たらせるなど、校内の支援体制を整え、学校全体で対応するとともに、保護者の理解と協力を得ることにより、1学期後半には落ちついて学校生活が送れるようになっております。

現行の幼稚園教育要領と保育所保育指針、そして小学校の学習指導要領でも幼稚園、保育所、小

学校が連携や交流を図ることが明記されており、本市においても小学校へのスムーズな移行を目指し、これまで幼稚園、保育園、保育所と小学校の指導者同士での情報連携が進められております。しかしながら、幼稚園、保育園、保育所との連携を深めていくには課題も多く、子供たちが円滑に小学校生活になれることができるような具体的な取り組みについてはなかなか進んでいないのが現状であります。

次に、小1プロブレムへの対応についてお答えします。現在全ての小学校において、毎年11月ごろに就学時の健康診断、2月ごろに一日入学を実施しております。一日入学は、みんなで歌を歌う、お話を聞く、絵や自分の名前を書くといった体験をさせることで、学校の雰囲気を感じさせ、小学生になることへの期待と自覚を持たせることをねらいとしたものです。また、小学校入学後の一、二週間は、学校生活になれさせるための入門期の指導を中心に行うなど、子供たちの不安を解消しながら、一人一人が学校生活に適應していけるように段階的な指導を行っております。さらに、適切な就学につなげ、入学後にスムーズな学校生活がスタートできるような支援を準備するために、保護者との教育相談、就学相談を随時行っております。

教育委員会といたしましては、幼稚園、保育園、保育所と小学校の連携がより一層確かなものとなるよう、今後は指導者間の情報連携のみならず、子供相互が交流し合うような活動の工夫についても検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ご質問の第2点目、学力テストについてお答えします。議員もご存じのとおり、平成19年度に始まりました全国学力・学習状況調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象に国語と算数・数学の2教科で実施されてきましたが、平成24年

度には理科が加えられ、小・中学校とも3教科となりました。内容に関しましては、知識に関するA問題と活用に関するB問題が出題されております。平成21年度までは、全ての児童・生徒が調査対象でしたが、平成22年度からは抽出調査となりました。昨年度は、東日本大震災の影響で中止になりましたが、今年度まで5回実施されております。

本調査に対する当市の考え方でありますが、順位を競うものでも、学校間の優劣をつけるものでもなく、あくまでも児童・生徒の学力の実態把握と学習課題への対策を考える一つの指標として捉えております。したがって、抽出調査となった平成22年度からも、問題用紙を全小・中学校へ配布し、学習指導の改善に役立てていただいております。

本調査におきまして青森県は、小学校においては毎回全国の正答率を上回っており、全国の中でも常に上位に位置しております。中学校においても、数学のB問題を除いては毎回全国の正答率を上回っております。当市の小学生についてですが、決して引けをとることなく、ほぼ毎回全国の正答率を上回り、青森県の正答率を上回る年度も出ております。ただし、中学校に関しては、平成22年度までの実施結果において、国語のA問題は全国の正答率を上回ったことがあるものの、それ以外の問題ではいずれも全国の正答率を下回る状況が続いておりました。全国的な傾向ですが、当市におきましても、中学校ではB問題の得点が低くなっております。

次に、今年度実施されました本調査の結果についてお答えします。今年度の調査は、4月17日に全国一斉に実施されました。今回の調査は、前回同様抽出校のみの実施となっております。当市におきましては、小学校13校中5校の合計238名が抽出され、6年生全体の約43%が調査対象となり

ました。中学校におきましては、9校中6校の合計443名が抽出され、中学校3年生全体の約71%が調査対象となりました。

調査結果ですが、小学校におきましては、国語のA、B問題、算数のA、B問題とも全国上位の青森県の正答率を上回る好結果となっております。また、理科におきましても、青森県の正答率とほぼ同じということで、全国的に見ても当市の小学生の学力が高いことがうかがえます。

中学校におきましては、今回初めて国語のA、B問題におきまして全国の正答率を上回り、毎回低い正答率であった数学に関しても、A問題に関しては全国の正答率にあと一息というところまで近づいてきました。理科に関しましては、全国の正答率を上回り、青森県と同じ正答率となっております。しかし、数学の活用力を問うB問題に関しては、まだまだ力が不足しているのか、全国及び県の正答率に届いておりません。今回は、市内全小学校、中学校の調査ではなく抽出調査ということもあり、調査結果がそのままむつ市全体の結果であるとは言えませんが、例年と比較してみると、当市の児童・生徒の学力は着実に伸びてきていると考えております。

学力向上の要因としては、少人数学習、習熟度別学習などの指導方法の工夫や基礎基本定着のための補充学習や言語活動を重視した学習内容の工夫などがあるものと認識しております。また、特別に支援を要する児童・生徒のためにむつ市が配置したスクールサポーターや特別支援教育支援員、学校教育支援員など人的な支援により授業が充実してきたことも学力の向上に役立っているものと考えております。

今後の課題は、各教科における思考力、判断力、表現力の育成が必要と認識し、今年度からこれらに対応した問題集の作成をすることといたしました。この活用を図りながら、さらに当市の進める

小中一貫教育において、9カ年を見通した系統的な学習指導により、当市の児童・生徒のさらなる学力の向上に努めていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

教育行政の第3点目、学校給食についてのご質問につきましては、教育部長から答弁いたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 鎌田議員のご質問について、市長答弁に補足いたします。

保健福祉行政についてのご質問の要旨の第1点目、予防接種事業についてであります。むつ市では疾病予防及び蔓延防止を目的に各種予防接種事業を実施しております。現在実施している予防接種は、予防接種法に基づく定期予防接種としてBCG、ポリオ、三種混合、麻疹、風疹、日本脳炎、二種混合、高齢者インフルエンザ、そして子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に基づく任意予防接種として、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、さらには市独自の事業として高齢者肺炎球菌ワクチンと高齢者以外の市民を対象にしたインフルエンザを実施しております。それぞれ接種率100%を目標に取り組んでおりますが、平成23年度の当市の定期予防接種の接種率は、BCGが90.4%、ポリオが65.9%、三種混合が87.6%、麻疹、風疹が92.7%、日本脳炎が83.2%、二種混合が96.2%、高齢者インフルエンザが60.0%となっており、多少の変動はありますものの、平成21年度、平成22年度もおおむねこのような状況で推移しております。ただし、ポリオに関しては不活化ワクチンへ移行するという状況下で接種を見合わせた保護者が多かったため、昨年度の接種率は低下しております。

任意予防接種については、子宮頸がんが2,474名、ヒブが648名、小児用肺炎球菌が656名、高齢者肺炎球菌が759名、高齢者以外のインフルエンザにつきましては1万4,468名の方が接種を

受けております。当市では、接種率向上のため、予防接種の必要性、効果、副反応についてご理解していただくための冊子の配布、ホームページ、市政だより、健康づくりカレンダー、個別通知による実施日の周知、さらには個別通知による未接種者への接種勧奨等、その時々合わせた取り組みを進めているところであります。現在当市におきましては、一定の場所に対象者を集めて行う集団接種が多いこともあり、保護者の方々からはなかなか指定された日に行くことが難しいとの声も聞かれますが、個別接種での対応となりますと、小児科医の負担が大きくなり、通常の診療にも影響が出るのが予想されますので、集団接種の日程をなるべく定期的に組むなどの工夫をいたして、市民の方々の利便性の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

また、議員ご承知のとおり、ポリオ予防接種につきましては、これまで実施されてまいりました生ワクチンによる投与が本年8月で廃止され、9月からは不活化ワクチンによる接種となりました。今回補正予算で計上させていただきましたが、当市では集団での接種で実施する予定となっております。いずれにいたしましても、予防接種の実施につきましては、医師会の先生方のご協力が不可欠ですので、今後とも医師会とは緊密な連携を図りながら接種を進めてまいりたいと存じますので、ご理解願います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 鎌田議員の教育行政についてのうち、学校給食についてのご質問にお答えいたします。

学校給食費の総額と収納、徴収状況についてのお尋ねですが、むつ市の給食費における会計は、むつ市の歳入歳出に組み入れる公会計、公の会計ではなく、各学校長、施設長の管理、責任におい

て会計を行う私会計を採用しております。そのむつ市内各学校の平成23年度決算の状況では、小学校13校、中学校9校、計22校の総額で収入予定額が3億1,457万7,000円に対し、収入額3億1,317万3,000円、収入率にして99.55%、差し引き未納額が140万4,000円となっております。

未納者の状況ですが、給食喫食者数5,834名に対し43名が未納となっております。学校別では、小学校3校10名、中学校5校33名となっております。

給食費の収納方法については、現金収納が21校、口座引き落としと現金収入の混合が1校となっております。未納者対策としては、各学校おむね各担任教諭による文書、電話での納入催促を行っており、それでも納付がない場合は担任教諭の家庭訪問、または校長、教頭名での督促文書の発送を行うなどの未納者対策を行っておりまして、学校、教職員の負担につながっているのが現状であります。

なお、給食の提供に関しましては、食材の調達や献立の工夫を通して給食費の納入、未納にかかわらず全員に区別することなく提供しております。

最後に、給食費における低所得者対策ですが、生活保護受給中である要保護世帯及び市民税所得割非課税世帯である準要保護世帯の給食費については、全額市が負担しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） ただいま市長並びに理事者の皆様からご丁寧にご答弁ありがとうございます。教育行政、学校給食について、市長にお伺いをいたします。

教育費未納の現状につきましては、今部長からご答弁をいただきました。140万4,000円、43名の方が未納と伺いました。この課題につきまして、

給食費を私会計としている本市の学校現場の苦悩が部長の話から察せられます。税金には未納や滞納があるのと同様に、給食費にもそれが発生することも想定内であります。問題は、そのときの対応の仕方であり、現状の私会計では次のような問題が考えられます。

私会計では、徴収手段の幅が小さいこと、また未納額を学校全体で、校長先生初めその学校全体でカバーしている現状にあると思います。その矛盾があります。そして、何よりも先生、教師への過重な負担は、本来の教師の職務に支障を来しているのではないかという懸念がございます。この学校給食を公会計にすべきと私は考えます。地方自治法第210条の規定によりますと、公金処理の考え方がございます。市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 給食費の未納対策、教職員の負担軽減策として給食費の会計を市の予算に組み入れる公会計制を取り入れてはどうかというご質問ですけれども、むつ市では現在給食費の収入支出処理を各学校長、それから施設長の管理のもとに行う私会計制度を採用しております。他の自治体では、複数の学校分を共同で調理を行う共同調理方式を採用している場合は公会計制度を採用し、各学校単位で給食の調理を行う単独調理方式の場合の多くは、むつ市と同様私会計制度を採用しております。

議員ご指摘のように、未納の問題、そして集金にかかわる事務作業が少なからず教職員の負担となっている現状には、私も大変憂慮しているところでございます。しかしながら、未納問題に関して申しますと、子供たちの給食、これはやはり保護者がしっかりと受益者負担であるとの認識を持ってお支払いいただくことが原点であり、未納対策は私会計か公会計にかかわらず、学校と教育委

員会が協力して対応していかなければならないものと考えております。したがって、公会計にすることで未納問題や教職員の負担という問題を根本的に解決することができるのか疑問を感じるところでございます。

教育委員会といたしましては、私会計だからと全てを学校に任せるのではなく、給食費の徴収に苦慮している学校に対しては、教育委員会名で保護者宛てに納入をお願いすることや、未納問題に関して学校とともに積極的に解決方法を探っていくことが未納率の改善及び教職員の負担軽減にもつながっていくものと考えております。

そして、話を戻しまして、公会計の制度を導入するということに関しましては、現在給食施設の多くで老朽化が進んでおります状況から、施設の再編成も視野に入れながら、導入についてもう少し検討させていただきたいというふうに思っているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） ただいま教育長からご答弁をいただきました。この未納問題につきましてでございますが、実は6月に、北海道から1年前にむつ市に来られた4年生の男の子とちょっと会話をする機会がありました。北海道の小学校の給食は大変おいしかったけれども、むつ市に来たらまずい、その一言でした。4年生の男の子なので、自分の本心で話していると思います。この給食に関しては、今回食育に関する議案も出されておりますが、学校単位で、学校では大変ご苦労されているのではないかと考えられます。といいますのも、先ほどもお話をいたしました、現場の先生は小1、中1プロブレム問題、またマン・ツー・マンで子供さんを、生徒さんを見なければいけない現状、それから会議もあります。また、学年によってそれぞれ資料づくりで、部活動の担当もされて

おります。このほかに保護者への対応、授業以外にしなければならない仕事もあるわけです。そのうえでこの給食未納問題と対峙しなければならないとか、これをこの中に頑張っていかなければならないということで、公金処理の考え方につきましては、教育長からも答えをいただいたのですが、これは市当局の問題とも重なると思いますので、市長にもご判断を、思いをお聞かせ願いたいと思うのですが、実は八戸市では、先ほど教育長からお話伺って、単独ではなくて一緒につくっているのです、その給食費の値段に関しては一律で、今定例会で、値段上がりますという新聞報道がありまして、今教育長から、単独なので学校単位でむつ市の場合はそれぞれ5円、10円、そういう幅があるということも伺ったのですが、その中身のことはもちろん存じないわけではありますが、例えば未納問題が多い学校は校長先生、また現場の先生方で、その問題をクリアするためにいろいろなお知恵を出しながら、子供たちの給食費の確保に奔走されているのではないかと推察されるところでございます。

地産地消、食育、いろんな問題があります。でも、子供たちの健康に直接絡む問題です。また、この問題は今全国で問題になっているいじめや不登校の問題、子供さんは先生と親御さんの間に入っています。小学校高学年、まして中学校の生徒さんは、自分が給食費を払っていないのか、そういうこともきちんとわかっている中で学校生活を送られていると思います。この未納問題は、そういういろんな問題をその中に含んだことだと私は推察するのですが、何とかこの問題を学校とかそういう現場に押しつけるという意味ではないのですが、そこだけの解決ではなくて、市全体として考えていただきたい。現場のまた校長会とか、そういう現場の先生方から問題提起されていないのかという現状もお伺いしながら、再質問させてい

たきます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 教育委員会の問題でありま
すけれども、今鎌田議員から、市長、答えなさい
というふうなところがございましたので、一部答
えさせていただきますけれども、やはり先ほど教
育長が答弁をいたしましたように、単独調理、そ
して共同調理というのですか、そういうふうな形
の中で、鎌田議員も今のお尋ねの中でお話をされ
ましたように、要するに金額の差が出てまいりま
す。こういうふうなところ、今その単独調理をし
ているところが非常に老朽化してきているという
ふうなことで、施設の再編等、これもやっぱり今
後考えていかなければいけない本当に喫緊の課題
である部分もありますので、そういうふうなところ
をしっかりとその推移を見ながらといいますと、
やはりこれ教育行政の中ですので、金はこちらの
ほうで、予算のほうは用意しなければいけません
けれども、そういうふうな推移を見ながら、また
現場の声、やはりこれも教育委員会のほうで把握
をしていただきながら考えていかなければいけな
い問題だろうと。この未納の問題は、さまざま含
んでおると思います。これは、金額的にはそうで
もないかもわかりませんが、またその児童
・生徒の気持ちを損ねるようなところもあろうか
と思いますし、本当に微妙な問題が入り組んでお
ると思いますので、この部分においては教育委員
会の判断に委ねなければいけない部分があると思
いますので、その成り行きをしっかりと見守って、
教育委員会からこうこうというふうな提言があり
ましたら、それなりの対応をしていきたいと、こ
ういうふうに思います。

北海道のお子さんが……「むつ市のうまいは日
本一」だと思っていましたから、この部分は一言
申し添えさせていただきます。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 最後のところで、校長会等
から課題の提起がされていないのかという点につ
いてお答えいたします。

実は、青森市でこの問題について未払い者を訴
えたというのですか、あの時期にむつ市でもそう
いう形がとれないのかというふうなことが話題に
なりまして、どのような形でできるのかといった
ようなことについて検討しているといいますか、
相談しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 市長部局初め教育委員会の
皆様には、未納問題よろしくお願ひします。

最後に要望して終わります。子育て支援、赤ち
ゃんの駅事業につきましては、例えば空きスペー
スや空き部屋を利用したり、またベビーベッドや
ソファ、ぬいぐるみ等は全てリサイクルで皆さ
ん行っているようでございます、市民に語りかけ
る中で。そういうことで、子育てのしやすいまち
づくりをぜひ市長には、例えばそのシンボルマー
クは、このたび生まれましたプリンセス・ムチュ
リンさんの顔をマークにするとか、前向きに取り
組んでいただきたく要望いたします。よろしく
お願ひいたします。

○議長（山本留義） これで、鎌田ちよ子議員の質
問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わ
りました。

なお、明9月19日は石田勝弘議員、工藤孝夫議
員、浅利竹二郎議員、大瀧次男議員の一般質問を
行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時25分 散会